目　　次

【 資　料　編 】

資料集

資料１　今別町防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
資料２　今別町災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
資料３　今別町災害対策本部運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
資料４　災害時における青森県市町村相互応援に関する協定・・・・・・・・・・ 16
資料５　災害救助法の適用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
資料６　災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）・・・・・・・・・ 24
資料７　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表・・・・・・・・・ 25
資料８　青森県消防相互応援協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
資料９　３町村による消防団応援協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
資料１０　３町村による申し合わせ事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
資料１１　消防施設・設備等の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
資料１２　消防ポンプ自動車等整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
資料１３　消防水利整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
資料１４　町有無線設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
資料１５　町有無線設備の通信系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
資料１６　青森県防災情報ネットワーク回線構成図・・・・・・・・・・・・・・ 38
資料１７　水防資機材の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
資料１８　救助資器材等の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
資料１９　救助資器材等の整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
資料２０　広域防災拠点等の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
資料２１　その他施設・設備等の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
資料２２　防災倉庫・防災資機材の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
資料２３　山腹崩壊危険地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
資料２４　崩壊土砂流出危険地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
資料２５　小規模山地崩壊危険地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
資料２６　なだれ危険箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
資料２７　土石流危険渓流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
資料２８　地すべり危険箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
資料２９　急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
資料３０　水防注意箇所（河川）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
資料３１　水防注意箇所（海岸（海岸保全区域）河口部除く）・・・・・・・・・ 50
資料３２　水防注意箇所（農業用ため池）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
資料３３　地すべり防止区域指定箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
資料３４　道路危険箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
資料３５　自主防災組織の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
資料３６　指定避難所等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
資料３７　今別川浸水想定区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
資料３８　土砂災害警戒区域一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

資料３９　防災関係機関連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
資料４０　各地区情報調査連絡員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
資料４１　中央消防署今別分署及び消防団の情報調査連絡員・・・・・・・・・・・・ 62
資料４２　ヘリコプター離着陸場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
資料４３　車両駐車場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
資料４４　炊き出しの実施場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
資料４５　炊き出しの協力団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
資料４６　副食、調味料等の調達可能数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
資料４７　調達、供給食料の集積場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
資料４８　給水資機材の調達先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
資料４９　補給用水源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
資料５０　応急仮設住宅の建設場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
資料５１　建築資機材の調達先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
資料５２　建築技術者の確保先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
資料５３　遺体の一時保存場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
資料５４　火葬場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
資料５５　埋蔵予定場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
資料５６　除去した障害物の集積場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
資料５７　障害物の除去に使用する資機材の調達先・・・・・・・・・・・・・・・ 67
資料５８　被服、寝具、その他生活必需品の調達先及び調達可能数量・・・・・・・・ 67
資料５９　調達物資（被服、寝具、その他生活必需品）の集積場所・・・・・・・・・ 67
資料６０　救護班の編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
資料６１　救護所の設置予定場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
資料６２　医薬品等の調達及び供給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
資料６３　医療機関及び助産所の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
資料６４　町保有車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
資料６５　公共的団体の自動車保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
資料６６　運送業者等営業用の自動車保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
資料６７　緊急通行車両として事前届け出した車両の保有状況・・・・・・・・・・・ 70
資料６８　日赤奉仕団、その他ボランティア団体等の現況・・・・・・・・・・・・・ 71
資料６９　労務者の宿泊施設予定場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
資料７０　感染症指定医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 71
資料７１　防疫用薬剤の調達先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
資料７２　ごみ処理班・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
資料７３　し尿処理班・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
資料７４　ごみ及びし尿処理施設の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
資料７５　収集運搬資機材の調達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
資料７６　各学校の代替え予定地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
資料７７　教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達先・・・・・・・・・・・・ 73
資料７８　学校施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
資料７９　学校以外の教育施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

資料１　今別町防災会議条例　（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 8 号）

改正　昭和 62 年 9 月 25 日条例第 18 号　平成元年 3 月 20 日条例第 3 号
平成 12 年 3 月 10 日条例第 1 号

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、今別町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）　今別町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
（２）　町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
（３）　水防法（昭和２４年法律第１９３号）第２５条の水防計画を調査審議すること。
（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
２　会長は、町長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長が事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
（２）　青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
（３）　青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
（４）　町長がその部内の職員のうちから町長が指名する者
（５）　教育長
（６）　青森地域広域事務組合消防長及び消防団長
（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
６　委員の定数は、２０名以内とする。
７　第５項第７号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
８　前項の委員は再任されることができる。
（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（議事等）
第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附　則
この条例は、昭和３９年４月１日から施行する。

附　則（昭和６２年９月２５日条例第１８号）
この条例は、昭和６２年１０月１日から施行する。

附　則（平成元年３月２０日条例第３号）
この条例は、公布の日から施行し、平成元年３月１日から適用する。

附　則（平成１２年３月１０日条例第１号）
この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

資料２　今別町災害対策本部条例　（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 9 号）

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第６項の規定に基づき、今別町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命をうけ、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（雑則）
第４条　前３条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、町長が定める。

附　則
この条例は、昭和３９年４月１日から施行する。

資料３　　今別町災害対策本部運営要綱

昭和63年12月27日

訓令第７号

（趣旨）

第１条　この要綱は、今別町災害対策本部条例（昭和39年今別町条例第９号）第４条の規定に基づき、今別町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害対策副本部長及び災害対策本部員）

第２条　災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び会計管理者をもって充てる。

２　災害対策本部員は、別図の災害対策本部組織機構図の各課長及び各施設の長をもって充てる。

（組織及び分掌事務）

第３条　本部に次の表の左欄に掲げる部を置き、それぞれの部に当該右欄に掲げる班を置く。

総務部	対策調整班、受援班、総務班、秘書班、庶務班、動員班、地域班、調達班、輸送班、調査班
企画財政部	広報公聴班
町民福祉部	避難所班、福祉班、保健班、防疫活動班、災害廃棄物処理班 庶務班、医療救護班、
農林水産部	水産班、農林班、商工観光班、公園緑地班
建設部	庶務班、土木班、障害物除去班、建築班、都市施設班、復旧班、住宅班 給水班
文教部	庶務班、学校教育班、学校給食班、社会教育班、文化班
出納部	出納班
消防部	庶務班、警防班、予防班、消防班

２　部員及び班の事務分掌は、別表第１のとおりとする。

３　部長及び班長は、別表第１に掲げる職にある者をもって充てる。

（本部の場所及び本部連絡員）

第４条　本部は、災害の程度により本部室を総務課又は本部長の指定する場所に設置する。

２　本部室には「今別町災害対策本部」の表示をする。

３　本部室には、原則として本部連絡員を置く。

４　本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもって充てる。

５　本部連絡員は、各部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡を各部の長に伝達する。

（本部の開設及び閉鎖）

第５条　本部は災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めたとき活動を開始する。

２　本部は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき閉鎖する。

（本部開設前の措置）

第６条　総務課長は、予報、警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、本部開設前に次の事項について措置するものとする。

⑴　予報、警報、情報の収集及び連絡調整

⑵　人員配備の指示

⑶　関係部との連絡調整

２　休日又は勤務時間外において警報又は異常な情報の受理をした当直員は、直ちに本部長、副本部長及び総務課長に報告して指示を受けなければならない。

（非常配備の基準、編成計画等）

第７条　本部は、被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な非常配備体制を整える。

２　非常配備の種別、内容等の基準については、別表第２のとおりとする。

３　各部長は、前項の基準に基づき配備計画をたて、これを職員に徹底しなければならない。

（第１配備下の体制）

第８条　第１配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

⑴　総務課長は県及び関係機関と連絡をとり、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに関係部に連絡しなければならない。

⑵　本部長は、必要に応じ関係部長を招集し、情報を聴取りして、当該情勢に応ずる措置を検討するものとする。

⑶　配備に就く職員は所属する班の所在場所に待機し、必要な措置をとるものとする。

（第２配備下の体制）

第９条　第２配備下における体制は、おおむね次のとおりとする。

⑴　本部の機能を円滑にするため、本部室を開設する。

⑵　各部長は、所掌事務に係る情報の収集及び連絡体制を強化する。

⑶　各部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。

ア　災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備に就かせる。

イ　装備、物資、器材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。

ウ　災害対策に関する強力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

（第３配備下の体制）

第10条　第３配備が指令された場合、各部長は災害対策活動に全力を集中し、その活動状況を随時本部長に報告する。

（非常配備の開始及び解除）

第11条　各部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令する。

（被害状況の取扱い）

第12条　災害が発生したときは、各部長は直ちに被害状況を調査し、関係者に報告しなければならない。

２　総務課長は、各部長及び関係機関からの被害状況をとりまとめ、本部長に報告するとともに速やかに県災害対策本部へ報告するものとする。

（災害情報の取扱い）

第13条　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、総務課長は、直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次県消防防災課へ報告するものとする。

２　総務課長は、災害に関する予報警報その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項については直ちに住民その他関係機関に伝達するとともに、予想される災害の事態及びこれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

別図

災害対策本部組織機構図

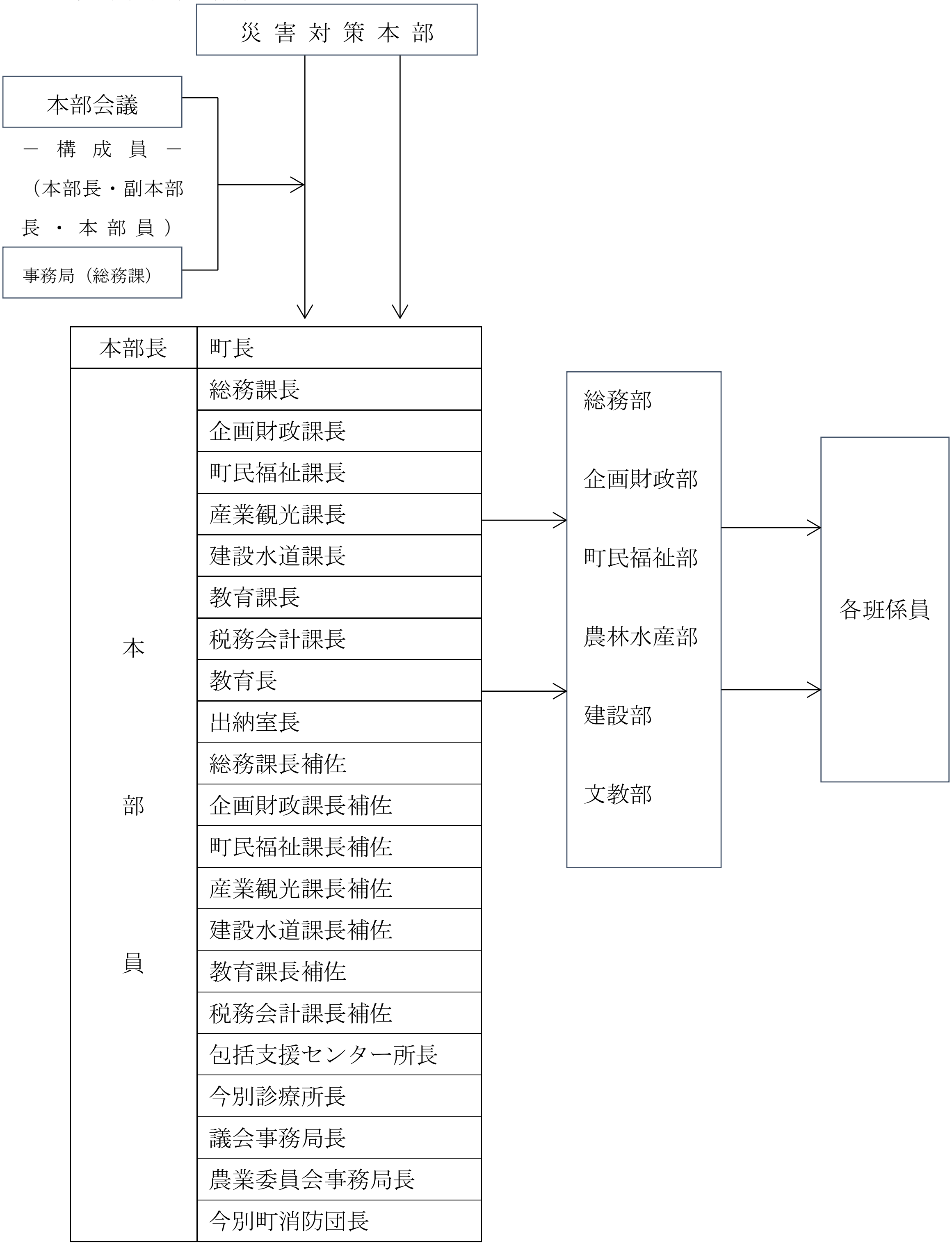

別表第一（第３条関係）

ア．今別町災害対策本部班別業務分担

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
総務部	総務課長	対策調整班	総務課長補佐	1. 災害対策本部の運営及び統括に関すること 2. 被害状況の把握及び報告に関すること 3. 気象情報等の総括に関すること 4. 防災会議に関すること 5. 関係官庁諸団体との連絡調整に関すること 6. 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関すること 7. 知事への防災ヘリコプター運航要請に関すること 8. 自衛隊との連絡調整に関すること 9. 災害救助法関係の総括に関すること 10. 災害情報の総括に関すること 11. 災害関係の陳情に関すること 12. 運輸通信（鉄道・バス・船舶・電話・郵便）、電力、ガス関係の被害調査に関すること 13. 他市町村等への応援に関する県への要請及び連絡に関すること（給水等を除く） 14. 知事への応援要請に関すること（給水を除く）	総務担当職員
		受援班	総務課長補佐	1. 受援に関する状況把握・取りまとめに関すること 2. 資源の調達・管理に関すること 3. 庁内調整に関すること 4. 調整会議の開催に関すること 5. 応援職員の支援に関すること	総務担当職員
		総務班	総務課長補佐	1. 議会との連絡に関すること 2. 庁舎及び支所の被害調査に関すること 3. 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関すること	総務担当職員
		秘書班	総務課長補佐	1. 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2. 視察者及び見舞者の応接に関すること 3. 被災地の視察に関すること	総務担当職員
		庶務班	総務課長補佐	1. 総務部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 職員の非常招集及び配置に関すること	総務担当職員

総務部	総務課長	動員班	総務課長補佐	1. 庁舎職員等避難者の整理誘導に関すること 2. 職員の非常招集及び配置に関すること 3. 応援職員の派遣要請及びあっせんに関すること 4. 駅前、災害現場等の案内所の設置運営に関すること 5. 諸団体（自主防災組織・町内会・その他ボランティア団体等）への協力要請及びその動員に関すること	総務担当職員
		地域班	総務課長補佐	1. 災害情報等についての災害対策本部への連絡に関すること 2. 管内関係団体との連絡に関すること	総務担当職員
		調達班	総務課長補佐	1. 食料品等の調達に関すること 2. 災害対策用物品、資機器材の調達に関すること 3. 車両の確保及び配車に関すること 4. 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること 5. 応急復旧工事の請負契約に関すること	総務担当職員
		輸送班	総務課長補佐	1. バス緊急輸送の確保に関すること 2. バス運行路線の確保に関すること 3. 資機材及び燃料の確保に関すること 4. バス運行の広報に関すること 5. 緊急輸送車両の整備に関すること	運転管理担当職員
		調査班	総務課長補佐	1. 建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査に関すること 2. 被災者名簿の作成に関すること 3. 被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること 4. 災害に伴う町税の減免措置に関すること	総務担当職員 税務担当職員
企画財政部	企画財政課長	広報広聴班	企画財政課長補佐	1. 災害応急対策関係予算の措置に関すること 2. 職員の非常招集及び配置に関すること 3. 災害の取材（写真を含む）に関すること 4. 災害の広報に関すること 5. 広聴活動に関すること 6. 住民相談所に関すること	企画担当職員
町民福祉部	町民福祉課長	避難所班	町民福祉課長補佐	1. 町民福祉部内の連絡調整に関すること 2. 指定避難所の開設に関すること 3. 炊き出しその他食料の供給に関すること 4. 避難者の把握（立退先等）に関すること 5. 埋火葬の証明に関すること	町民担当職員 福祉担当職員

町民福祉部	町民福祉課長	福祉班	町民福祉課長補佐	1. 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること 3. 救援物品の受領及び保管並びに配分に関すること 4. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること 5. 救援金の配分計画及び配分に関すること 6. 遺体の埋火葬に関すること 7. 要配慮者の安全確保対策に関すること 8. ボランティアの受入れに関すること	町民担当職員 福祉担当職員
		保健班 防疫活動班	町民福祉課長補佐	1. 医療機関の被害調査に関すること 2. 医療、助産及び保健に関すること 3. 指定避難所等における衛生保持に関すること 4. 防疫に関すること 5. 遺体の処理（埋火葬を除く）に関すること 6. 負傷者の把握に関すること 7. 医療救護班の編成に関すること 8. 医療救援隊との連絡調整に関すること 9. 医薬品、衛生材料の調達に関すること	福祉担当職員
		災害廃棄物処理班	町民福祉課長補佐	1. 処理施設の被害調査に関すること 2. 災害廃棄物の処理に関すること	町民担当職員 福祉担当職員
		庶務班	今別診療所長	1. 町立病院の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 職員の非常招集及び配置に関すること 3. 収容患者の給食の確保に関すること	今別診療所職員
		医療救護班	今別診療所長	1. 傷病者等の医療救護及び看護に関すること 2. 医療薬剤及び資材の供給確保に関すること 3. 患者の避難誘導に関すること 4. 保健班への応援に関すること	今別診療所職員
農林水産部	産業観光課長	水産班	産業観光課長補佐	1. 水産業関係施設及び水産物等の被害調査並びに応急対策に関すること 2. 船舶関係の被害調査及び応急対策に関すること 3. 生鮮食料品等の確保に関すること 4. 水産業関係被災者への融資のあっせんに関すること 5. 水産業関係の被害証明に関すること	産業担当職員

農林水産部	産業観光課長	農林班	産業観光課長補佐	1. 農林業関係被害調査及び応急対策に関すること 2. 職員の非常招集及び配置に関すること 3. 主要食料の確保及び応急供給に関すること 4. 生鮮食品等の確保に関すること 5. 農林業関係被災者への融資のあっせんに関すること 6. 農林業関係の被害証明に関すること 7. 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること 8. 農地等の被害証明に関すること	産業担当職員
		商工観光班	産業観光課長補佐	1. 農林水産部内の連絡調整に関すること 2. 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関すること 3. 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資のあっせんに関すること 4. 海水浴場及び観光施設等の安全対策に関すること 5. 燃料、雑貨等の確保に関すること	産業担当職員
		公園緑地班	産業観光課長補佐	1. 公園施設及び街路樹の被害調査並び応急対策に関すること	産業担当職員
建設部	建設水道課長	庶務班	建設水道課長補佐	1. 建設部内の連絡調整に関すること 2. 職員の非常招集及び配置に関すること 3. 断減水時の広報に関すること 4. 給水車の借上及び配車に関すること 5. 給水等に関する他市町村への応援に関する県への要請及び連絡に関すること	建設担当職員
		土木班 障害物除去班	建設水道課長補佐	1. 道路、橋梁、港湾、漁港等の被害調査及び応急対策に関すること 2. 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関すること 3. 水防に関すること 4. 障害物の除去に関すること	建設担当職員
		建築班	建設水道課長補佐	1. 公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること 2. 応急仮設住宅の建築及び住宅の応急修理に関すること	建設担当職員
		都市施設班	建設水道課長補佐	1. 都市施設の被害状況及び応急対策に関すること	建設担当職員
		復旧班	建設水道課長補佐	1. 上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 施設の復旧に関すること 3. 災害復旧資機器材の確保に関すること 4. 水質検査に関すること	建設担当職員

建設部	建設水道課長	住宅班	建設水道課長補佐	1. 独立行政法人住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅融資に関すること 2. 被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関すること 3. 町営住宅被害調査に関すること 4. 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関すること 5. 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関すること 6. 災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特定入居に関すること 7. 住宅の応急修理に必要な調査に関すること	建設担当職員
		給水班	建設水道課長補佐	1. 給水活動に関すること	建設担当職員
文教部	教育課長	庶務班	教育課長補佐	1. 文教部内の庶務及び連絡調整に関すること 2. 文教関係施設等及び学校施設等の被害調査及び応急対策に関すること 3. 職員の非常招集及び配置に関すること 4. 文教関係の被害記録に関すること 5. 文教関係施設等の被害記録に関すること	教育課職員
		学校教育班	教育課長補佐	1. 学校施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 被災児童生徒等（幼児を含む。以下同じ）の調査に関すること 3. 応急の教育に関すること 4. 学用品の調達、給与に関すること 5. 児童生徒等の保健及び環境衛生に関すること	教育課職員
		学校給食班	教育課長補佐	1. 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 学校給食の確保に関すること	教育課職員
		社会教育班	教育課長補佐	1. 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること	教育課職員
		文化班	教育課長補佐	1. 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること	教育課職員
出納部	出納室長	出納班	出納室長	1. 救援金の受領及び保管に関すること 2. 災害関係経費の経理に関すること 3. 職員の非常招集及び配置に関すること	出納室職員

イ．青森地域広域事務組合災害警備本部班別業務分担

部名	総括	班名	班長	分担事務	要員
消防部	広域消防今別分署長	庶務班	今別分署長	1. 今別町災害対策本部との連絡調整に関すること 2. 消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること 3. 職員の非常招集及び配置に関すること 4. 関係機関への連絡及び相互応援に関すること 5. 緊急消防援助隊に関すること	今別分署職員
		警防班	今別分署長	1. 災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること 2. 警報等の伝達に関すること 3. 救助、救急活動に関すること 4. 通信施設の保守に関すること 5. 通信の運用及び無線の統制に関すること 6. 消防隊の出動指令に関すること 7. 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること	今別分署職員
		予防班	今別分署長	1. 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること 2. 消防等の広報に関すること 3. 資機材の調達に関すること 4. 写真記録に関すること	今別分署職員
		消防班	今別分署長	1. 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること 2. 被災者の救出、救護及び捜索に関すること 3. 避難勧告等及び誘導に関すること 4. 障害物の除去に関すること 5. 罹災証明に関すること	今別分署職員

別表第二（第７条関係）

ア．配備態勢（風水害等）

	準備態勢	警戒態勢		非常態勢
	１号	２号－１	２号－２	３号
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢２号－２に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	・次のいずれかの気象注意報等が発表された場合 ①大雨注意報 ②洪水注意報 ③高潮注意報 ④強風注意報 ⑤大雪注意報 ⑥風雪注意報 ⑦竜巻注意情報	・次のいずれかの気象警報が発表された場合 ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④高潮警報 ⑤大雪警報 （12時間降雪の深さ 平地35cm　山沿い50cm） ⑥暴風雪警報 ・指定河川洪水予報の予報区域で、避難判断水位に到達した場合 ・水位周知河川で、避難判断水位に到達した場合 ・夜間から明け方に、前記の事象が予想される場合	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・指定河川洪水予報の予報区域で、氾濫危険水位に到達した場合 ・水位周知河川で、氾濫危険水位に到達した場合 ・気象庁又は県の観測点において、24時間降水量が100mmを超え、その後も30mm/h程度の降雨が２時間以上続くと予想される場合 ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・他都道府県において特別警報が発表された台風又は前線が町又は近傍を通過すると予想される場合 ・前記に該当しない場合で、町の地域内で甚大な被害が発生することが想定される場合	・気象の特別警報が発表された場合
組織	－	災害情報連絡室	災害警戒本部	災害対策本部
配備決定者	総務課担当班長	総務課担当班長	総務課担当班長	総務課担当班長
態勢責任者	各担当班長	各担当課長	災害警戒本部長 （担当部長）	本部長 （町長）

イ．配備態勢（地震津波災害）

	準備態勢 １号	警戒態勢		非常態勢 ３号
		２号－１	２号－２	
概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により警戒態勢に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒態勢２号－２に円滑に移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全庁的に応急対策を実施する態勢
配備基準	・震度４の地震が観測された場合 ・町長が指示したとき	・震度５弱の地震が観測された場合 ・町長が指示したとき	・震度５強の地震が観測された場合 ・津波注意報が発表された場合 ・町長が指示したとき	・震度6弱以上の地震が観測された場合 ・津波警報又は大津波警報が発表された場合 ・町内に大規模な被害の発生、又は発生するおそれがある場合で町長が必要と認める場合
組織	－	災害情報連絡室	災害警戒本部	災害対策本部
配備決定者	総務課担当班長	総務課担当班長	総務課担当班長	総務課担当班長
態勢責任者	各担当班長	各担当課長	災害警戒本部長 （担当部長）	本部長 （町長）

資料４　　災害時における青森県市町村相互応援に関する協定

（趣旨）
第１条　この協定は、青森県内で一の市町村では対応困難な災害（自然災害のほか、原子力災害、テロ災害等の特殊災害などを含む。以下同じ。）が発生した場合における県による応援調整及び県内市町村による被災市町村の応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援調整）
第２条　市町村は、青森県内で災害が発生した場合において、他の市町村等からの応援が必要であると認めるときは、第４条に定めるところにより、県に対して応援の要請をすることができる。
２　県は、前項の規定により、被災市町村から応援の要請があったときは、直ちに応援の調整を行うものとする。

（応援要請事項）
第３条　被災市町村は、次に掲げる事項について、県に対して応援の要請をすることができる。
(1)　応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
(2)　食料、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん
(3)　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん
(4)　災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
(5)　災害応急活動に必要な職員の派遣
(6)　避難者の受入れ
(7)　前各号に定めるもののほか、災害時の応急措置活動に関し特に必要な事項

（応援要請及び応援の実施）
第４条　被災市町村は、県に対し次に掲げる事項を明らかにして、口頭により要請を行うとともに、速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。
(1)　被害の種類及び状況
(2)　前条第２号から第４号までに掲げる物の品名、数量等
(3)　前条第５号に掲げる職員の職種別人員数
(4)　応援場所及び応援場所への経路
(5)　応援の期間
(6)　前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　県は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援可能な市町村と連絡をとり、応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知するとともに、応援可能な市町村に対して応援の実施を依頼するものとする。
３　前項の規定による応援の依頼を受けた市町村は、直ちに応援を実施するものとする。この場合において、応援人員、応援物資等の搬送は、原則として当該市町村が行うものとする。

（自主応援）
第５条　各市町村は、災害が発生したことが明らかな場合において、被災市町村との連絡が取れないとき又は前条第２項の規定による応援の依頼を待つ時間的余裕がないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、同項の規定による応援の依頼を待たずに自主的に応援を行うことができる。
２　前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめ県に応援を実施する旨を通知するものとする。

（応援経費の負担）
第６条　前２条の規定による応援の実施に要した経費の負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次に定めるとおりとする。
(1)　応援を実施した市町村が負担する経費
イ　機械器具等の燃料費（補給燃料に係るものを除く。）及び小規模破損の修理費
ロ　応援人員の手当等に関する経費
ハ　応援人員が応援業務により負傷し、疾病に罹患し、又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金
ニ　応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害の賠償費
ホ　応援人員の災害地への出動又は帰路途上において発生した事故に係る損害賠償費
(2)　被災市町村が負担する経費　前号に定める経費以外の経費
２　被災市町村は、前項第２号の経費を支弁する時間的余裕がない場合にあっては、応援を実施した市町村に対し当該経費の一時支払いを要請できる。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

（事務局の設置）
第７条　本協定の運営に関する事務局を青森県危機管理局防災危機管理課に置く。

（平時の取り組み）
第８条　県及び市町村は、本協定に基づく相互応援が迅速かつ的確に実施できるよう、平時

から次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。
(1)　災害時に必要な物資の備蓄
(2)　定期的な訓練の実施
(3)　その他必要と認める事項

（担当者及び備蓄状況の報告）
第９条　市町村は、毎年度、本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を事務局に報告するものとする。
２　事務局は、前項の報告を受けたときは、これを取りまとめの上、各市町村へ報告するものとする。

（協議事項）
第10条　この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附　則
１　この協定は、平成３０年１２月６日から施行する。
２　平成１８年９月２９日締結の「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定を証するため、本協定書４１通を作成し、県及び市町村がそれぞれ押印の上、各１通を所持する。

資料５　　災害救助法の適用基準

① 適用基準の内容

本法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

ア　原則として同一の原因による災害によるものであること。

イ　本法による救助の要否は、市町村の区域単位に判定するものであること。

ウ　市町村の区域を単位とする被害が次の（(ア)、(イ)）に該当するものであること。

（ア）　市町村の区域内の世帯の住家の滅失した数が次のいずれか（A・B・C・D）に該当する場合

A　住家が滅失した世帯の数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

(令第１条第１項第１号)

(令別表第１）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

B　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第２に示す数以上であって当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第３に示す数以上であること。

(令第１条第１項第１号)

(令別表第２）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		1,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	1,500 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	2,000 世帯
3,000,000 人以上		2,500 世帯

（令別表第３）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
5,000 人未満		15 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	20 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	25 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	30 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	40 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	50 世帯
300,000 人以上		75 世帯

Ｃ　当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

（令第１条第１項第３号前段）

（令別表第４）

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000 人未満		5,000 世帯
1,000,000 人以上	2,000,000 人未満	7,500 世帯
2,000,000 人以上	3,000,000 人未満	9,000 世帯
3,000,000 人以上		12,000 世帯

Ｄ　災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

（令第１条第１項第３号後段）

ａ　被災者の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であること。

（ａ）被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

（ｂ）有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とするものであること。

ｂ　多数の世帯の住家が滅失したものであること。

（イ）　多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省で定める基準に該当すること。（令第１条第１項第４号）

Ａ　船舶の沈没或いは交通事故により多数の者が死傷した場合

Ｂ　交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

Ｃ　火山爆発又は有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

Ｄ　炭鉱爆発事故のため多数の者が死傷した場合

E　群集の雑踏により多数の者が死傷した場合
F　豪雪により多数の者が危険状態となる場合
豪雪災害に対する本法の適用についての判断基準として次のような状況が考えられる。
a　平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性の増大
b　平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
c　雪崩れ発生による人命及び住家被害の発生
この災害の事例としては、昭和３８年１月及び昭和５２年２月の北陸を中心とした日本海側一帯の豪雪である。前者の時は、青森、福島、新潟、富山、石川、福井、兵庫、鳥取、島根、広島、山口の１１県にわたる１０９市町村に、後者の時は、青森、新潟、長野の３県にわたる３６市町村に本法を適用し、避難場所の設置、炊出し、障害物の除去（雪おろし）を実施した。
G　離島であって長期の干害により海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合
H　山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合
※１　災害が発生し又は発生するおそれがある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（基準省令第２条第１号）
※２　災害にかかった者について、食品の給与等に特殊な補給方法を必要とし、又は救出に特殊な技術を必要とすること。（基準省令第２条第２号）
エ　被災者が現に救助を要する状態にあるものであること。

②災害救助法適用基準市町村別人口一覧表

市町村名	人　口 (20.10.1)	全　壊 全　焼 流　失	半　壊 半　焼	床　上 浸　水	県被害世帯数が 1,500 以上に達した場合
青森市	303,962	100	200	300	50
平内町	12,647	40	80	120	20
今別町	3,434	30	60	90	15
蓬田村	3,295	30	60	90	15
外ヶ浜町	7,655	30	60	90	15
支部計	1,068,860				
町村部計	326,021				
県　計	1,394,881				

ア　法適用基準

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上	15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

イ　法外援護適用基準

市町村の区域内の人口		滅失世帯
２万人未満		20 世帯
２万人以上	５万人未満	30 世帯
５万人以上	１０万人未満	40 世帯
１０万人以上		50 世帯

ウ　滅失世帯算定基準

区分	算定基準
全壊、全焼、流失	１世帯
半壊、半焼	１／２世帯
床上浸水	１／３世帯

③　被害程度の認定基準

種　類	統一基準
死　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みのものとする。
住　家	現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住して

	いる場合には当該部分は住家とする。
住家全壊 全　焼 （全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の７０％以上に達した程度のものまたは主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、柔化の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに際しようできる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の２０％以上７０％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。
床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの。
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの。
一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもの。

（注）

（１）　住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築され建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

（２）　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化が生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

（３）　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

④　急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待つ暇がないと認めたときは、災害救助法第２３条に規定する救助の実施に着手することができる。（災害救助法施行細則第１条の２）

資料６　　災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

（昭和 38 年 8 月 17 日改正）

１　目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

２　適用基準

（１）　この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯が次の世帯数以上に達したときに行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、２分の１世帯、床上浸水した場合の世帯は、３分の１世帯とみなす。

市町村の区域内の人口	滅失世帯
２万人未満	20 世帯以上
２万人以上　５万人未満	30 世帯以上
５万人以上　１０万人未満	40 世帯以上
１０万人以上	50 世帯以上

（２）　（１）の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

３　援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与することとし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和３０年４月１９日、青森県規則第４０号）第２条第１項に定める別表第１の三の３の基準とする。

４　援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附　則

この要綱は、昭和５３年８月１７日から適用する。

資料７　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

（平成20年度改正）

救助の種類	対　象	平成12年度費用の限度額	期　間	備　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 1日当たり　300円以内 （加算額） 冬季（10月～3月） 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1　規格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2　限度額 1戸当たり 2,366,000円以内 3　同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）	災害発生の日から20日以内着工	1　平均1戸当たり29.7㎡、2,366,000円以内であればよい。 2　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3　供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　全半壊	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であ

<table>
<tr><td></td><td>（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者</td><td></td><td></td><td>ればよい。
（1食は1/3日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の給与</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="2">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季（4月～9月）
冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="3"><table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td><td>5人世帯</td><td>6人以上1人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>17,300</td><td>22,300</td><td>32,800</td><td>39,800</td><td>49,800</td><td>7,300</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>28,600</td><td>37,000</td><td>51,600</td><td>60,500</td><td>75,900</td><td>10,400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>5,600</td><td>7,600</td><td>11,400</td><td>13,800</td><td>17,500</td><td>2,400</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>9,100</td><td>12,000</td><td>16,900</td><td>20,000</td><td>25,400</td><td>3,300</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者
（応急的処置）</td><td>1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内
3　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者</td><td>1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産師による場合</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
</table>

	であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	は、慣行料金の 2 割引以内の額		
災害にかかった者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2　輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 510,000 円以内	災害発生の日から 1 ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）並びに高等学	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1 人当たり　4,100 円 中学校生徒 1 人当たり　4,400 円 高等学校等生徒	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

	校等生徒	1人当たり　4,800円		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 199,000円以内 小人（12歳未満） 159,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は別途計上 2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,500円以内	災害発生の日から10日以内	

輸送費及び賃金職員等雇上費	1　被災者の避難 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　飲料水の供給 5　死体の捜索 6　死体の処理 7　救済用物資の整理区分	当該地域のける通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師及び歯科医師 22,100円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師及び歯科衛生士 17,400円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 19,100円以内 救急救命士 15,800円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工　15,700円以内 左官　15,900円以内 とび職　14,500円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

資料８　　青森県消防相互応援協定書

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、青森県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（対象とする災害）

第２条　この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

（１）　大規模な地震、風水害等の自然災害

（２）　林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災

（３）　航空機、船舶又は列車等集団救急・救助事故

（４）　その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急・救助業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

（地区の区分並びに代表消防機関及び地区幹事消防本部）

第３条　青森県内を次に掲げる地区に区分する。

（１）　東青地区
　青森市、東津軽郡（平内町を除く。）の各町村

（２）　中弘南黒地区
　弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡及び南津軽郡の各町村

（３）　西北五地区
　五所川原市、つがる市、西津軽郡及び北津軽郡の各町村

（４）　上十三地区
　十和田市、三沢市、平内町、上北郡の各町村

（５）　下北地区
　むつ市、下北郡の各町村

（６）　三八地区
　八戸市、おいらせ町、三戸郡の各町村

２　この協定による相互応援協定を円滑に実施するため、代表消防機関、副代表消防機関を、また、前項に掲げる地区にそれぞれ地区幹事消防機関を設置するものとする。

（応援可能消防隊の登録）

第４条　各市町村等は、応援出場が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

（応援要請）

第５条　応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長から、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長に対し行うものとする。

２　前項の要請については、地区幹事消防機関を通じて行うものとする。

３　応援の要請を行う場合には、次の事項を明らかにするものとする。

（１）　災害の概況及び応援を必要する理由

（２）　応援を要請する消防隊等の種類及び数

（３）　活動内容及び集結場所

（４）　誘導員及び担当責任者

（５）　その他

（応援消防隊の派遣）

第６条　応援要請を受けた市町村等の長は、ただちに消防隊を出場させるものとする。ただし、自市町村及び組合の災害若しくは止むを得ない事情がある場合又は法令その他に別段の定めがある場合は、この限りではない。

（応援隊の指揮）

第７条　応援出場した消防隊は、要請側消防機関の長の指揮のもとに行動するものとする。

（経費の負担）

第８条　応援に要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか次による。

（１）　応援側が負担する経費

ア　応援消防隊の消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く。）及び小破損の修理費

イ　応援消防隊員の手当て等に関する経費

ウ　応援消防隊員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞じゅつ金（ただし、災害地において行った救急治療に経費は除く。）

エ　応援消防隊員の重大な過失により、第三者に与えた損害賠償費

オ　応援消防隊が、災害地への出場又は帰路途上において発生した事故における損害賠償費

（２）　要請側が負担する経費

前号に定める経費以外の経費

２　前項に定める費用負担について疑義が生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

（情報提供等）

第９条　市町村長等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資機材等を相互に通報するものとする。

（委任）
第１０条　この協定の実施に監視必要な事項は、各消防本部の消防長が競技決定するものとする。

（疑義の協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため本書８０通を作成し、記名押印の上各１通を保有するものとする。

附則
この協定は、平成５年４月１日から施行する。

平成５年２月２５日

資料９　　３町村による消防団応援協定書

第１条　蓬田村、外ヶ浜町、今別町（以下「隣接町村」という。）消防団は、火災及び風水害が発生したときは、次の各項に基づき相互に応援することを協定する。

第２条　隣接町村における火災を発見したとき、又は火災現場の町村長或いは消防団長より応援の要請があったときは、直ちに出動して消火活動にあたるものとする。

第３条　隣接町村において風水害が発生し、災害地の町村長より応援のための要請があったときは、直ちに出動して災害拡大の防止に努めるものとする。

第４条　第２条及び第３条において、応援を求められた各町村で火災及び風水害が発生し、又は発生の恐れがあるときは、この限りにあらず。

第５条　応援のための出動に要した経費は、応援した町村の負担とする。

第６条　応援のために出動した消防団の指揮は、災害地の町村長又は消防団長がこれにあたる。

第７条　本応援協定にかかわらず、管轄消防組合の消防長及消防署長が指揮をとった場合は、消防組織法第１５条第３項により当該指揮者の指揮下に入る。

第８条　本応援協定の有効期間は１ヶ年とし、その始期において隣接町村持ち回りで協議会を開催するものとする。ただし、環境等の変化により隣接町村が、情報交換、協定審議の必要性を認めた場合は、協議会を開催することができる。

第９条　本協定書について、疑義の生じた事項又は定めのない事項については、隣接町村が協議してこれを定める。

右協定の証として、本書を５通作成して隣接町村各１通所持するものとする。

平成１１年４月２８日

記名・押印「略」

資料１０　３町村による申し合わせ事項

第２条について

各町村において年々消防力が充実されているので、隣接町村の火災には次により応援出動する。

１　蓬田村の火災には、外ヶ浜町消防団第１分団（蟹田）が応援出動する。

２　外ヶ浜町（蟹田）の火災には、蓬田村消防団第７分団（広瀬）と今別町消防団第６分団（二股）が応援出動する。

３　外ヶ浜町（平舘）の火災には、今別町消防団第１２分団（奥平部）が応援出動する。

４　今別町の火災には、外ヶ浜町消防団（平舘）第４分団（元宇田、弥蔵釜、石崎）と外ヶ浜町消防団（蟹田）第１１分団（大平）と外ヶ浜町消防団（三厩）第６分団（増川）が応援出動する。

５　外ヶ浜町（三厩）の火災には、今別町消防団第３分団（浜名）が応援出動する。

ただし応援する各町村の良識により、一分団の応援では足りないと判断したときは、この限りにあらず。

第２条及び第３条について

災害現地の各町村長の要請により応援出動の場合の各町村の分団数は、次のとおりとする。

１　火災の場合は、各町村の分団数の３分の２以内とする。

２　風水害の場合は、各町村の分団数の２分の１以内とする。

※参考資料

消防組織法第１５条第３項とは、

消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

資料１１　消防施設・設備等の現況

区 分	消 防 団員数	消 防 ポンプ 自動車	小型動力 ポンプ付 積 載 車	計	消火栓	防火水槽 40㎥	防火水槽 20㎥	その他	所在地	担当地区
本　　部	15	1	1	2	19	9	1		今別 62-11	本町・逗子
第１分団	11		1	1	5	4			中沢 23-24	八幡町
第２分団	13		1	1	5	3	1		西田 258-528	西田
第３分団	10		1	1	11	4			浜名 6-1	浜名
第４分団	21		2	2	13	6			熊沢 52-14	大川平
第５分団	7		1	1	9	3			関口 15-5	鍋田
第６分団	13		1	1	4	4			二股 1-1	二股
第７分団	14		1	1	7	4			山崎 66-12	村元
第８分団	9		1	1	6	2	5		山元 58	山崎
第９分団	11		1	1	10	5			大村元 83-1	大泊・袰月
第１１分団	9		1	1	13	5			砂村元 45-1	砂ヶ森・奥平部
計	133	1	12	13	102	49	7			

資料１２　消防ポンプ自動車等整備計画

区分	全体計画 令和元年度～ 令和６年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
中央消防署 （今別分署）	1		1				
消防ポンプ自動車	1	1					
小型動力ポンプ	3			1	1	1	
小型動力ポンプ付 積載車							

資料１３　消防水利整備計画

区分	現有数	全体計画 令和元年度～ 令和６年度	令和 元年度	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度
消火栓	40	3	1		1		1	
防火水槽 40 ㎥	50	2		1		1		
防火水槽 40 ㎥ 未満	6							

資料１４　町有無線設備

無線の種別	呼出名称	周波数及び進行電力	台数
固定局	ぼうさいいまべつやくば	61.895MHz　1W:407.25MHz 5W:407.3375MHz 5W	1
固定局	ぼうさいいまべつこうほう （高野崎第１中継局）	61.895MHz　1W:69.765MHz 10W:407.25MHz 5W	1
	ぼうさいいまべつこうほう （尖岳第２中継局）	61.895MHz　1W:69.765MHz 10W:407.25MHz 5W	1
基地局	ぼうさいいまべつ	466.325MHz 10W	1
陸上移動局 （車載）	ぼうさいいまべつ	466.325MHz 10W	15
陸上移動局 （携帯）	ぼうさいいまべつ	466.325MHz 10W	9
固定系屋外支局			54
個別受信機			34

資料１５　町有無線設備の通信系統図

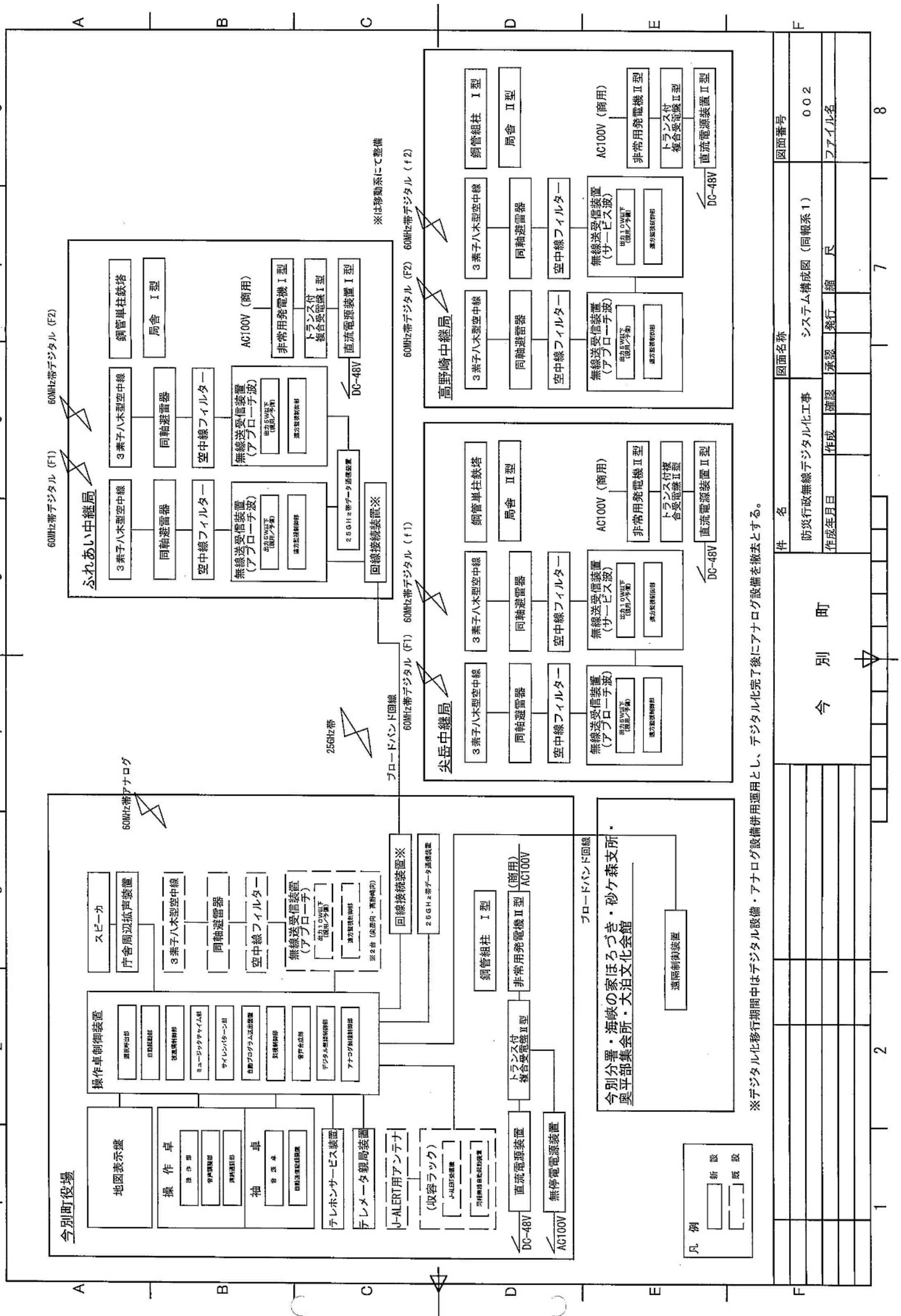

資料１６　青森県防災情報ネットワーク回線構成図

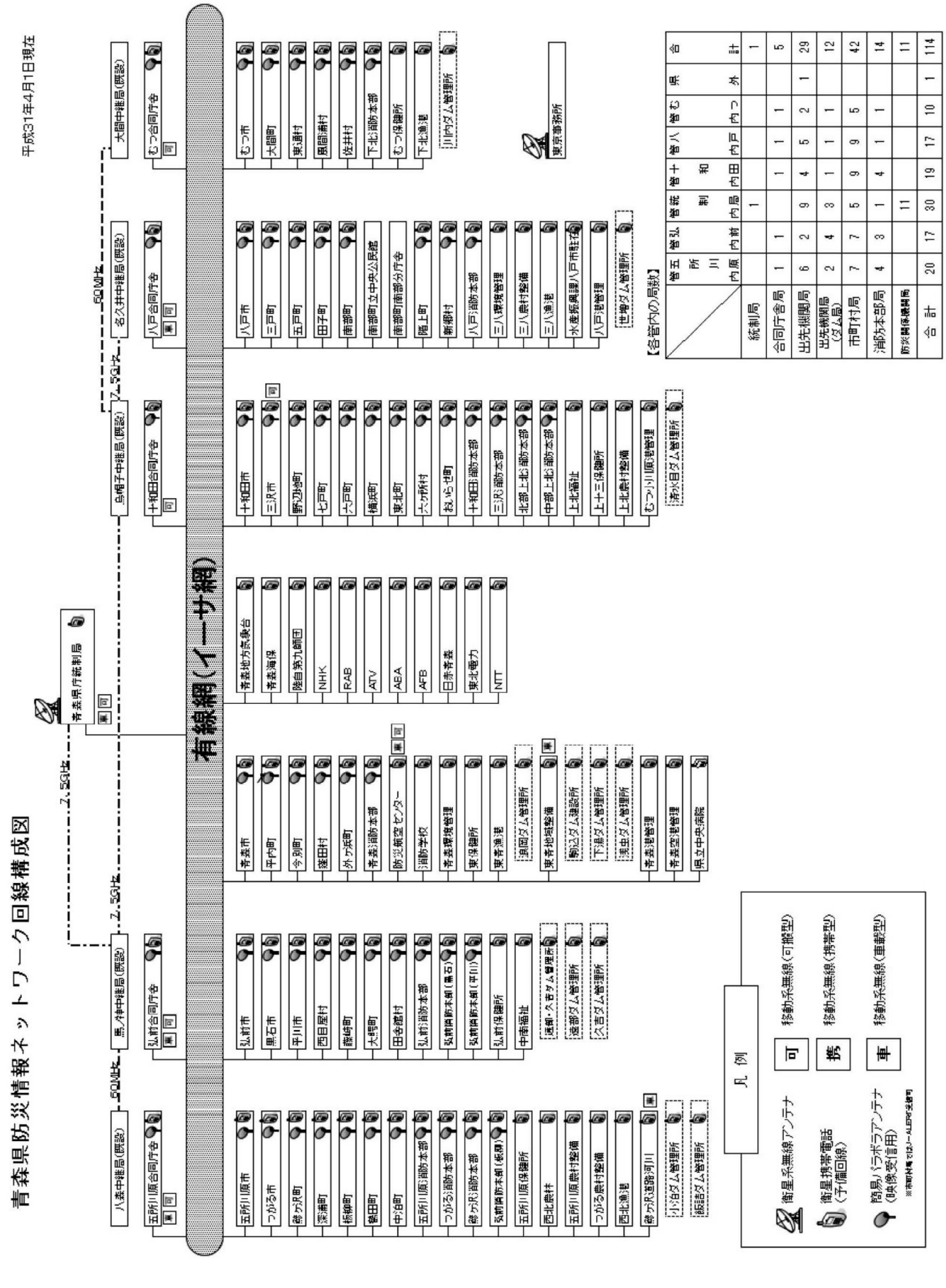

【各管内の局数】

	五所川原管内	弘前管内	統制局管内	十和田管内	八戸管内	むつ管内	県外	合計
統制局			1					1
合同庁舎局	1	1		1	1	1		5
出先機関局	6	2	9	4	5	2	1	29
出先機関局(ダム局)	2	4	3	1	1	1		12
市町村局	7	7	5	9	9	5		42
消防本部局	4	3	1	4	1	1		14
防災関係機関局			11					11
合計	20	17	30	19	17	10	1	114

資料１７　水防資機材の整備状況

名称	単位	備蓄基準	保有数
ツルハシ	丁	－	4
スコップ	丁	10	15
掛矢	丁	3	4
たこ鎚	丁	1	2
唐鍬	丁	3	8
ペンチ	丁	3	5
おの	丁	3	1
のこぎり	丁	3	10
かま	丁	5	10
ハンマー	丁	－	4
麻袋	袋	5,000	700
ビニールシート	枚	60	20
なわ	丸	20	2
鉄線	kg	20	13
ロープ	m	－	100
照明器具	台	3	2
携帯用無線機	台	－	8

管理担当者：総務課長

資料１８　救助資器材等の整備状況

区分	一般救助器具							重量物排除用器具					切断用器具							破壊用器具			
	かぎ付はしご	三連はしご	金属製折りたたみはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッダー	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	空気式大型油圧スプレッダー	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソー	鉄線カッター	空気鋸	空気式大型油圧切断機	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル
保有数		1																					

区分	測定用器具				呼吸保護器具				隊員保護用器具							水難救護用器具							
	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服	潜水器具	救命衣	水中投光器	救命浮標	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター
保有数																							

区分	山岳救助用器具	その他の救助用器具						
	登山器具	バスケット担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置セット	緩降機	ロープ登降機
保有数	1			3	4			

資料１９　救助資器材等の整備計画

区分	一般救助器具							重量物排除用器具					切断用器具							破壊用器具			
	かぎ付はしご	三連はしご	金属製折りたたみはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッター	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	空気式大型油圧スプレッター	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソー	鉄線カッター	空気銃	空気式大型油圧切断機	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル
保有数		1														1							

区分	測定用器具				呼吸保護器具				隊員保護用器具							水難救護用器具							
	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服	潜水器具	救命衣	水中投光器	救命浮標	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター
保有数																							

区分	山岳救助用器具		その他の救助用器具					
	登山器具	バスケット担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置セット	緩降機	ロープ登降機
保有数	1			3	4			

資料２０　広域防災拠点等の整備状況

施設等名	所在地	連絡先	宿営可能人員	物資等収容スペース	利用可能な設備の状況	備考
いまべつ総合体育館	今別町大字大川平字清川 121-3	0174-35-0354	549 人	400 ㎡	発電機・食堂・浴室・調理室	

資料２１　その他施設・設備等の整備状況

区　分	台数	区　分	台数
トラック	2	ローラー	
ダンプトラック	3	スクレーバー	
ブルドーザー		ホイルタイプトラクター	1
トラクターショベル	1	浮グレーン	
パワーショベル		トレーラー	
ショベルローダー		リフト車	
ログローダ		作業車	
モーターグレーダ		パネル橋	
クレーン車		締固機械	

資料２２　防災倉庫・防災資機材の整備状況

資機材名	単位	数　量
		今別字今別 167　役場倉庫
スコップ	丁	10
掛矢	丁	2
掛鍬	丁	5
ツルハシ	丁	4
おの	丁	1
鋸	丁	5
鎌	丁	5
片手ハンマー	丁	2
ペンチ	丁	4
たこ鎚	丁	2
照明具	個	
丸太	本	

ビニール袋又は麻袋	袋	500
縄・ロープ	m	100
鉄線	kg	10
小車（又は運搬用具）	台	
むしろ又はビニールシート	袋	20
発電機	機	
ろ水器	個	
炊飯器	個	
給水タンク	個	
その他		

資料２３　山腹崩壊危険地区

国有林　　平成 30 年 3 月 31 日現在

調査番号	地区名	位置			直接保全対象施設			危険度	管轄
		大字	字	林班	人家等戸数	公共施設等	道路		
303-001	津軽線沿線Ⅰ	大川平	西大川平国有林	940		鉄道	県道	A	青森署
303-002	津軽線沿線Ⅱ	大川平	西大川平国有林	941		鉄道	県道	A	青森署
303-003	ハナコブ沢	大川平	西大川平国有林	947			県道	C	青森署

民有林　　平成 30 年 10 月 1 日現在

危険地区番号		位置		公共施設等		
		大字	字	人家	公共施設	道路
208	S0001	今別	中沢	1		県
208	S0002	大泊	与茂内	2		国
208	S0003	大泊	大村元	24		町
208	S0004	大泊	上野	1		国
208	S0005	大泊	鋳釜	1		国
208	S0006	浜名	三九郎沢	15		県
208	S0007	浜名	二ツ石	1		県
208	S0008	大川平	村元	1		

資料２４　崩壊土砂流出危険地区

（国有林）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成 30 年 3 月 31 日現在

調査番号	地区名	位置			直接保全対象施設			危険度	管轄
		大字	字	林班	人家等戸数	公共施設等	道路		
303-0001	甕月	大川平	袴腰山国有林	989～990	12	郵便局・農地	国道	B	青森署
303-0002	砂ヶ森（沼ノ沢）	大川平	袴腰山国有林	991	18	農地	国道	B	青森署
303-0003	奥平部	大川平	袴腰山国有林	992～993	20	農地	国道	B	青森署
303-0004	網不知（五所塚沢）	大川平	袴腰山国有林	994	11	農地	国道	B	青森署
303-0005	だるま滝	大川平	袴腰山国有林	995			国道	C	青森署
303-0006	鬼泊	大川平	袴腰山国有林	996～997・999			国道	C	青森署
303-0007	与茂内	大川平	袴腰山国有林	979～981・984～985	16	取水堤・農地	国道	B	青森署
303-0008	下仲宇田沢	大川平	袴腰山国有林	974～978	14	農地	国道	B	青森署
303-0009	関口	大川平	東大川平国有林	969～972	12	農地		B	青森署
303-0010	浜名	浜名	今別山国有林	901～904・906	50	鉄道・農地	県道	B	青森署
303-0011	佐六助	大川平	東大川平国有林	966～968		鉄道・農地	町道	B	青森署
303-0012	大開	大川平	西大川平国有林	923		鉄道・農地	県道	B	青森署
303-0013	長川	今別	今別山国有林	912～915・919		農地	町道	C	青森署
303-0014	安兵衛沢	大川平	東大川平国有林	960～962・964		鉄道・農地		B	青森署
303-0015	二股	大川平	西大川平国有林	924～925	25	農地	県道	B	青森署
303-0016	上股	大川平	西大川平国有林	926・938～939	15	鉄道・農地	県道	A	青森署
303-0017	中ドロ沢	大川平	東大川平国有林	950～951		農地	県道	C	青森署
303-0018	上ヶ沢	大川平	西大川平国有林	940		鉄道・農地	県道	A	青森署
303-0019	母沢	大川平	西大川平国有林	941～942・946		鉄道・農地	県道	B	青森署
303-0020	県道沿	大川平	西大川平国有林	947～949		農地	県道	C	青森署

崩壊土砂流出危険地区（民有林）　　　　　　　　　　　　　　平成 30 年 10 月 1 日現在

危険地区番号		位置		公共施設等		
		大字	字	人家	公共施設	道路
303	H0001	大川平	清川	100		県
303	H0002	大泊	上山崎	1		国
303	H0003	大泊	上山崎	11		国
303	H0004	大泊	大村元	60		国
303	H0005	大泊	鋳釜	10		国
303	H0006	今別	中沢	36		国

資料２５　小規模山地崩壊危険地区

平成 30 年 10 月 1 日現在

危険地区番号		位置		公共施設等		
		大字	字	人家	公共施設	道路
303	小 0003	今別	西田	2		
303	小 0004	大泊	大村元	5		町道
303	小 0005	浜名	浜名	3		国道
303	小 0006	大川平	二股	1	1	町道

資料２６　なだれ危険箇所

森林管理局

番号	場所
9	東津軽郡今別町大字大川平字西大川平山 941

青森県（農林水産部）

平成 30 年 10 月 1 日現在

危険地区番号		位置		公共施設等		
		大字	字	人家	公共施設	道路
303	な 0001	今別	中沢	13		県道

雪崩危険箇所（Ｉ）

県土整備部河川砂防

平成 30 年 12 月 31 日現在

箇所番号	箇所名	大字小字	地形要因		
			延長（m）	傾斜度	斜面高（m）
1001	熊沢	大川平	180	20	100
70	二ツ石１号	浜名	220	35	30
71	中沢１号	今別	300	30	15
74	与茂内１号	大泊	210	45	25
75	大泊	大泊	460	40	15
76	鋳釜	大泊	180	30	40
77	袰月１号	袰月	180	40	50
78	袰月２号	袰月	450	45	30
79	袰月３号	袰月	170	35	40
80	砂ヶ森１号	砂ヶ森	280	40	30
81	砂ヶ森２号	砂ヶ森	120	35	35

82	砂ヶ森３号	砂ヶ森	600	45	30
83	奥平部１号	奥平部	160	20	30
84	奥平部２号	奥平部	150	50	20
85	奥平部３号	奥平部	350	20	30
86	奥村元１号	奥平部	360	35	30
87	奥村元２号	奥平部	180	30	30
計			17 箇所		

雪崩危険箇所（Ⅱ）

県土整備部

平成 30 年 12 月 31 日現在

箇所番号	箇所名	大字小字	地形要因		
			延長（m）	傾斜度	斜面高（m）
38	二ツ石２号	浜名	140	20	15
39	中沢２号	今別	60	45	15
40	与茂内２号	大泊	60	50	30
41	村元	袰月	90	45	20
42	網不知	奥平部	100	25	30
43	村元１号	大川平	80	28	15
44	村元２号	大川平	40	30	10
計			7 箇所		

資料２７　土石流危険渓流

土石流危険渓流Ⅰ　　県土整備部

渓流番号	渓流名			所在地
	水系名	河川名	渓流名	字名
303-Ⅰ-1	その他	五所塚川	五所塚川	奥村元
303-Ⅰ-2	その他	金堀沢奥平部沢	金堀沢	村元道添
303-Ⅰ-3	その他	弁天崎沢	弁天崎沢	赤根沢
303-Ⅰ-4	その他	神社の沢	神社の沢	砂村元
303-Ⅰ-5	その他	砂ケ森川	砂ケ森川	砂村元
303-Ⅰ-6	その他	水蛇の沢	水蛇の沢	砂村元
303-Ⅰ-7	その他	下山崎沢	下山崎沢	砂村元
303-Ⅰ-8	その他	袰月川	袰月川	袰村元

303-Ⅰ-9	その他	一本木沢	一本木沢	袰村元
303-Ⅰ-10	その他	北大泊沢	北大泊沢	鋳釜
303-Ⅰ-11	その他	南大泊沢	南大泊沢	大村元
303-Ⅰ-12	その他	北与茂内沢	北与茂内沢	上野
303-Ⅰ-13	その他	北与茂内沢	与茂内右沢	与茂内
303-Ⅰ-14	今別川	今別川	勇沢	二股
303-Ⅰ-15	今別川	今別川	南又沢	二股
303-Ⅰ-16	今別川	今別川	変電所の沢	熊沢
303-Ⅰ-17	今別川	今別川	南大川平沢	村元
303-Ⅰ-18	今別川	今別川	中大川平沢	村元
303-Ⅰ-19	今別川	今別川	北大川平沢	村元
303-Ⅰ-20	今別川	今別川	上大川平沢	村元
303-Ⅰ-21	今別川	今別川	中沢	中沢
303-Ⅰ-22	今別川	今別川	南今別川	中沢
303-Ⅰ-23	今別川	今別川	中今別川	中沢
303-Ⅰ-24	今別川	今別川	北今別川	中沢
303-Ⅰ-25	その他	西田沢	西田沢	西田
計　25 渓流				

土石流危険渓流Ⅱ

渓流番号	渓流名			所在地
	水系名	河川名	渓流名	字名
303-Ⅱ-1	その他	砥石沢	砥石沢	砥石
303-Ⅱ-2	その他	東奥平部沢	東奥平部沢	村元道添
303-Ⅱ-3	その他	中大泊沢	中大泊沢	大村元
303-Ⅱ-4	今別川	今別川	北母沢	二股
303-Ⅱ-5	今別川	今別川	与四郎沢	二股
303-Ⅱ-6	今別川	今別川	北二股沢	二股
計　6 渓流				

資料２８　地すべり危険箇所

平成 29 年 9 月 30 日現在

番号	区域名	位置	面積（ha）	河川名
2	袰月	東津軽郡今別町袰月	41.0	袰月川
3	奥平部	東津軽郡今別町村元	57.0	砂森川
15	大泊	東津軽郡今別町大泊	24.0	－
16	奥平部２号	東津軽郡今別町奥平部	12.0	五所塚川
17	五所塚川	東津軽郡今別町奥平部	30.6	五所塚川

資料２９　急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域

（自然　Ⅰ）

平成 30 年 12 月 31 日現在

箇所番号	箇所名	大字小字	地形要因		
			延長（m）	傾斜度	斜面高（m）
104	二ツ石１号	浜名　二ツ石	220	45	35
105	今別２号	今別　今別	240	45	8
106	今別１号	今別　今別	40	45	8
107	山崎区域	山崎　山元	200	45	20
108	与茂内１号	大泊　与茂内	200	40	20
109	大村元１号	大泊　大村元	460	40	20
110	大村元２号	大泊　大村元	70	45	15
111	鋳釜２号区域	大泊　鋳釜	380	60	20
113	袰月３号	袰月　袰村元	170	70	35
114	袰月区域	袰月　袰村元	420	60	30
115	袰月２号区域	袰月　村元	65	50	35
116	袰月５号	袰月　村元	40	45	10
117	砂ケ森区域	砂ケ森　赤根沢	970	60	35
120	奥平部３号区域	奥平部　村元道添	350	35	35
121	奥平部１号区域	奥平部　村元道添	160	30	35
122	奥平部２号区域	奥平部　村元道添	150	80	20
123	奥村元区域	奥平部　奥村元	300	80	30
124	奥村元２号区域	奥平部　奥村元	180	60	30
125	中沢１号	今別　中沢	100	40	15
126	深沢	大川平　深沢	230	60	8
1189	袰月４号	袰月　村下	180	80	30
計　21 箇所					

（人工　Ⅰ）　　平成 30 年 12 月 31 日現在

箇所番号	箇所名	大字小字	地形要因		
			延長（m）	傾斜度	斜面高（m）
10	中沢２号	今別　中沢	120	60	8
計　１箇所					

（自然　Ⅱ）　　平成 30 年 12 月 31 日現在

箇所番号	箇所名	大字小字	地形要因		
			延長（m）	傾斜度	斜面高（m）
76	二ツ石２号	浜名二ツ石	90	45	15
77	山元１号	山崎山元	20	50	20
78	山元２号	山崎山元	20	50	20
79	与茂内２号	大泊与茂内	40	50	30
80	与茂内３号	大泊与茂内	100	50	25
81	鋳釜３号	大泊鋳釜	70	70	30
82	鋳釜４号	袰月鋳釜	60	90	30
84	網不知区域	奥平部奥村元	200	45	20
85	中沢３号	今別中沢	30	50	7
86	中沢４号	今別中沢	60	45	15
87	中沢５号	今別中沢	20	30	5
88	村元１号	大川平村元	70	45	6
89	村元２号	大川平村元	40	30	10
90	二股	大川平二股	10	45	8
942	山元３号	山崎山元	60	80	20
943	袰月６号	袰月袰村元	90	80	20
計　16 箇所					

急傾斜地崩壊危険区域指定区域　　平成 30 年 12 月 31 日現在

番号	告　示年月日	告示番号	急傾斜地崩壊危険区 域 名	所在地		面積(ha)	人家戸数	公共的建　物	摘要
				大字	字				
1	S49.02.23	105	砂ヶ森	砂ヶ森	赤根沢	5.3850	61		
2	S50.05.13	388	袰月	袰月	村元	2.2290	53		
3	S54.01.23	40	袰月２号	袰月	袰村元	0.2340	7		

4	S54.01.23	40	奥村元	奥平部	奥村元	3.0010	33		
5	S56.02.25	87	奥村元２号	奥平部	奥村元	1.1230	13		
6	S57.03.18	210	網不知	奥平部	砥石	0.5710	2	1	
7	S57.03.18	210	奥平部１号	奥平部	村元道添	3.5700	19	1	
8	S57.03.18	210	奥平部２号	奥平部	村元道添	1.6120	9	1	
9	H06.03.25	233	鋳釜	袰月、大泊	鋳釜崎、鋳釜	0.8270	4	1	
10	H07.03.10	152	鋳釜２号	大泊	鋳釜	0.2360	5		
	H10.09.16	606	鋳釜２号	大泊	鋳釜	0.5730	6		
11	H07.03.10	152	奥平部３号	奥平部	村元、道添	0.3590	5		
12	H10.09.16	600	山崎	山崎	山元	0.8170	8		
13	H18.03.08	174	今別２号	今別	今別	0.7100	13		
	H22.12.15	852	今別２号	今別	今別	0.1376	4		
計　13 区域									

資料３０　水防注意箇所（河川）

平成 29 年 1 月 1 日現在

水系名	河川名	水防管理団体名	重要水防箇所							摘要
			堤防（m）					工作物等		
			種別	左岸		右岸				
				重要度A	重要度B	重要度A	重要度B	重要度A	重要度B	
長　川	長　川	今別町	堤防高	2,100	1,800	2,100	1,800	橋 1 箇所		水衝・洗掘 箇所有
			堤防断面		200		200			
今別川	今別川	今別町	堤防高	3,280		3,280		橋 5 箇所		水衝・洗掘 箇所有

資料３１　水防注意箇所（海岸（海岸保全区域）河口部除く）

海岸線	市町村名	計			国土交通省所管			農林水産省所管		
					河川局			水産庁		
		海岸線延長	指定済延長	海岸保全施設のある区域の延長	海岸線延長	指定済延長	海岸保全施設のある区域の延長	海岸線延長	指定済延長	海岸保全施設のある区域の延長
津軽	今別町	m 25,984	m 13,415	m 9,693	m 13,168	m 8,303	m 5,493	m 12,816	m 5,112	m 4,200

資料３２　水防注意箇所（農業用ため池）

番号	ため池名称	所　在　地	堤　高 m	堤　長 m	貯水量 m^3	灌漑面積 ha
847	大開沢ため池	今別町大字大川平	6.0	95.0	40,800	30.0
848	二ッ石ため池	今別町大字浜名	4.0	19.3	3,432	3.0
849	関口ため池	今別町大字大川平字関口	1.3	30.0	630	0.0

資料３３　地すべり防止区域指定箇所

地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）による指定箇所　　　　平成 29 年 9 月 30 日現在

地すべり地域名	位置	面積（ha）	土地（ha）			家屋（戸）		公共施設			指定年月日
			田畑	山林	その他	住宅	その他	道路	橋梁	その他	
奥平部	今別町道添	9.1	0.6	4.8	3.7	27	8	国道 240m		学校 1	昭和 48 年 2 月 23 日告示 349 号

資料３４　道路危険箇所

国道　　　　平成 29 年 4 月現在（県土整備部）

点検対象項目	路線名	迂回路	事前規制	延長（m）	区字丁目番地等	評価ランク
落石・崩壊	国道280号	有	未指定	20	今別字西田	要対策
落石・崩壊	国道280号	無	指定	12	奥平部字村元道添	要対策
落石・崩壊	国道280号	無	指定	12	奥平部字砥石	要対策
落石・崩壊	国道280号	無	指定	133	奥平部字砥石	要対策
落石・崩壊	国道280号	無	指定	276	奥平部字砥石	要対策
落石・崩壊	国道280号	無	指定	259	奥平部字砥石	要対策
落石・崩壊	国道280号	無	指定	303	奥平部字村元道添	要対策
落石・崩壊	国道280号	無	指定	25	大泊字上山崎	要対策
落石・崩壊	国道280号	無	指定	70	奥平部字村元道添	要対策
盛土	国道280号	有	未指定	180	浜名字二ツ石	要対策
盛土	国道280号	無	指定	15	砂ケ森字砂村元	要対策
擁壁	国道280号	無	指定	760	山崎字山元	要対策
地吹雪	国道280号	有	未指定	1600	山崎字山崎	要対策
地吹雪	国道280号	有	指定	187	大泊字鋳釜	要対策
地吹雪	国道280号	無	指定	120	袰月字村下	要対策
地吹雪	国道280号	有	未指定	1130	山崎字山元	要対策
地吹雪	国道280号	有	指定	1090	山崎字山元	要対策
落石・崩壊	国道280号	有	未指定	170	今別字中沢	カルテ監視

落石・崩壊	国道280号	有	未指定	80	今別字西田	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	有	未指定	141	浜名字二ツ石	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	990	山崎字山元	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	有	指定	45	山崎字山元	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	183	山崎字山元	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	65	山崎字山元	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	40	大泊字鋳釜	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	132	袰月字村下	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	146	砂ヶ森字下山崎	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	149	砂ヶ森字下山崎	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	20	砂ケ森字砂村元	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	48	砂ヶ森字赤根沢	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	20	奥平部字村元道添	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	38	奥平部字村元道添	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	93	奥平部字奥村元	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	27	奥平部字砥石	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	77	奥平部字砥石	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	49	奥平部字砥石	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	26	奥平部字砥石	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	41	奥平部字砥石	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	108	奥平部字砥石	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	190	袰月字袰村元	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	102	奥平部字砥石	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	60	袰月字村下	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	20	袰月字袰村元	カルテ監視
落石・崩壊	国道280号	無	指定	30	奥平部字村元道添	カルテ監視
岩盤崩壊	国道280号	無	指定	113	袰月字袰村元	カルテ監視
岩盤崩壊	国道280号	無	指定	107	袰月字袰村元	カルテ監視
地すべり	国道280号	無	指定	23	砂ヶ森字赤根沢	カルテ監視
雪崩	国道280号	無	指定	303	奥平部字村元道添	カルテ監視
盛土	国道280号	有	未指定	100	大字今別字中沢	カルテ監視
盛土	国道280号	無	指定	190	袰月字袰村元	カルテ監視
盛土	国道280号	無	未指定	50	山崎字山元	カルテ監視
盛土	国道280号	無	未指定	240	浜名字二ツ石	カルテ監視

擁壁	国道280号	有	未指定	150	今別字中沢	カルテ監視
擁壁	国道280号	無	指定	30	袰月字村下	カルテ監視
地吹雪	国道280号	有	未指定	503	山崎字山崎	カルテ監視
地吹雪	国道280号	無	指定	320	山崎字山元	カルテ監視
地吹雪	国道280号	有	未指定	160	今別字今別	カルテ監視

地方道

点検対象項目	道路種別	路線名	迂回路	事前規制	延長(m)	区字丁目番地等	評価ランク
落石・崩壊	主要地方道	今別蟹田線	無	未指定	160	大字大川平字母沢	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	今別蟹田線	無	未指定	100	大字大川平字母沢	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	今別蟹田線	無	未指定	60	大字大川平字母沢	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	今別蟹田線	無	未指定	60	大字大川平字母沢	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	今別蟹田線	無	未指定	80	大字大川平字深沢	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	今別蟹田線	無	未指定	95	大字大川平字深沢	カルテ監視
落石・崩壊	主要地方道	今別蟹田線	有	未指定	150	大字大川平字村元	カルテ監視
擁壁	主要地方道	今別蟹田線	無	未指定	40	大字大川平字母沢	カルテ監視
擁壁	主要地方道	今別蟹田線	無	未指定	40	大字今別字今別	カルテ監視
橋梁基礎の洗掘	主要地方道	今別蟹田線	無	未指定	19	大字大川平字母沢	カルテ監視

資料３５　自主防災組織の状況

番号	自主防災組織の名称	隊員数	構成単位			
			町内会	学区	女性防火クラブ	その他
1	今別町女性防火クラブ	12	0	0	1	0
2	今別町地区総代連絡協議会	17	1	0	0	0
合　　計		29	1	0	1	0

資料３６　指定避難所等

１　学校、公民館等（避難誘導員は収容施設によって、それぞれの地区の町内会長とする。）

地図番号	収容地区名	施設名	所在地（電話番号）	面積（㎡）	収容可能人員（人）		給水、炊事施設の有無		避難経路
					一時（0.825 ㎡）	長期（1.65 ㎡）	給水	炊事	
①	今別・西田	今別小学校	中沢 205 (35-2107)	397	481	240	有	有	国道 280 号 町道中沢１号線
②	村元・山崎	今別中学校	山崎 107 (35-3130)	1,201	1,455	727	有	有	国道 280 号 町道村元大川平線
③	大川平	旧大川平小学校	熊沢 (35-2585)	342	414	207	有	無	町道大川平上町１号線
④	二股	旧二股小学校	二股２ (35-2264)	264	320	160	有	無	今別蟹田線 町道二股１号線
⑤	袰月	海峡の家ほろづき	村下 70-2 (36-2166)	880	126	84	有	有	国道 280 号
⑥	西田・浜名	青森北高校今別校舎	西田 258-90 (35-2024)	1,176	1,425	712	無	無	町道西田都市計画線
⑦	今別・村元	開発センター	中沢 165-12 (35-2770)	328	397	197	有	有	今別蟹田線
⑧	今別	中央公民館	今別 166 (35-3757)	115	139	69	有	有	国道 280 号 町道後町線
⑨	浜名	浜名公民館	浜名沢 14-21 (35-3519)	93	112	56	有	有	国道 280 号 町道浜名中宇田１号線
⑩	今別	参集殿	今別 2-30 (35-3532)	106	128	64	有	無	今別蟹田線 町道逗子村元線
⑪	大川平	大川平文化会館	熊沢 40-5 (35-3527)	219	265	132	有	有	町道大川平上町１号線 町道大川平下町１号線
⑫	二股	二股福祉館	二股 8-3 (35-3548)	121	146	73	有	有	町道二股１号線
⑬	鍋田・関口	荒馬の里 活性化センター	清川 384-4 (35-2021)	351	425	212	有	有	町道村元大川平線
⑭	山崎	山崎文化会館	山元 58 (35-3185)	119	144	72	有	有	国道 280 号
⑮	大泊	大泊文化会館	大村元 32-1 (36-2228)	133	161	80	有	有	国道 280 号 町道大泊１号線
⑯	袰月	袰月会館	袰村元 85 (36-2250)	199	241	120	有	有	国道 280 号
⑰	砂ヶ森	多目的集会所	砂村元 91 (36-2241)	128	155	77	有	有	国道 280 号
⑱	奥平部	奥平部集会所	村元道添 95-13 (36-2254)	119	144	72	有	有	国道 280 号
⑲	今別	今別こども園	中沢 165-1 (35-2128)	118	143	71	有	有	今別蟹田線 町道今別保育園線
⑳	大川平	大川平福祉館	村元 38-24	90	109	54	有	有	町道大川平保育園線
㉑	奥平部	奥平部避難所	砥石 5-1	182.18	55	27	有	有	国道 280 号
㉒	浜名	体験交流センター	今別山国有林 (35-2091)	168	138	101	有	無	町道浜名中宇田１号線
㉓	二股	いまべつ 総合体育館	清川 121-3 (31-0354)	780	945	472	有	有	今別蟹田線 町道津軽今別駅線
㉔	二股	道の駅いまべつ 半島プラザアスクル	清川 87-16 (31-5200)	483	585	292	有	有	今別蟹田線 町道津軽今別駅線

㉕	西田	西田コミュニティハウス	西田 385-2	49	59	30	有	有	国道 280 号 町道津軽今別駅線
㉖	今別	八幡町集会所	中沢 8-6	66	80	40	有	有	今別蟹田線
㉗	鍋田	鍋田会館	関口 1	83	101	50	有	有	町道村元大川平線 町道鍋田 2 号線
㉘	関口	関口コミュニティハウス	関口 140-1	112	136	68	有	有	町道村元大川平線 町道鍋田 2 号線
㉙	村元	村元集会所	山崎 107-11	79	96	48	有	有	国道 280 号 町道村元大川平線

２　公園等

地図番号	施設名	所在地	面積（㎡）	施設等	給水施設の有無	避難経路
㉚	村元河川公園	宮本 21 地先	4,491	W.C	無	町道逗子村元線
㉛	海峡あすなろ公園	中沢 36-1 地先	7,493	W.C	有	国道 280 号
㉜	今別町山村広場	山崎 73-1	27,826	W.C	有	国道 280 号
㉝	ふれあいの森林	東大川平山	3,300	W.C	無	町道今別母沢 1 号線
㉞	眺海の森林	今別山国有林	5,597	W.C 交流センター（495 ㎡） ヒュッテ（500 ㎡） 駐車場（4,400 ㎡）	有	町道浜名中宇田 1 号線
㉟	鋳釜崎キャンプ場	大泊鋳釜	1,775	W.C	有	国道 280 号
㊱	高野崎キャンプ場	袰月村下	3,858	W.C	有	国道 280 号

指定避難所等位置図

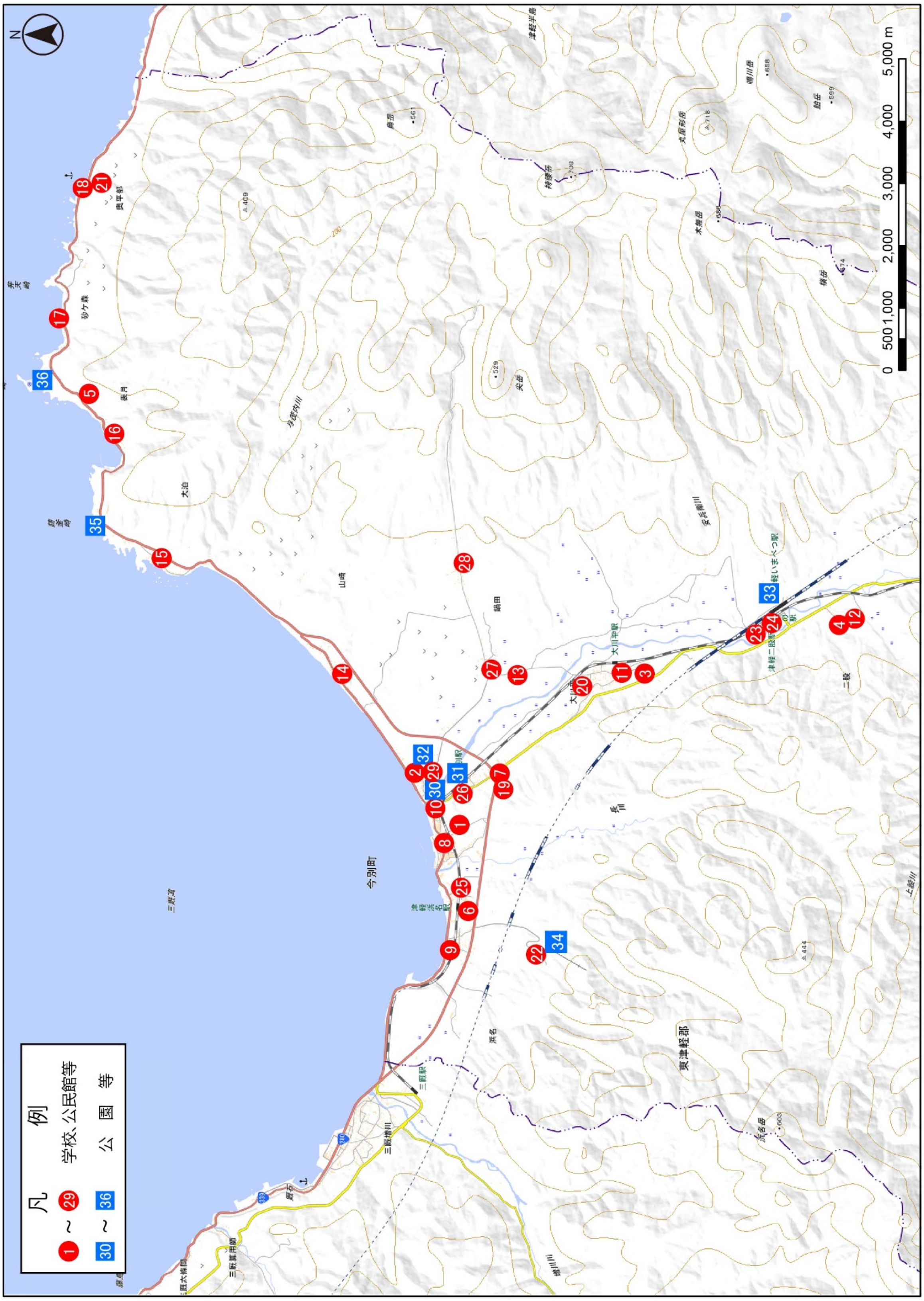

※国土地理院の電子地形図（タイル）に指定避難所等を追記して掲載

資料３７　今別川浸水想定区域

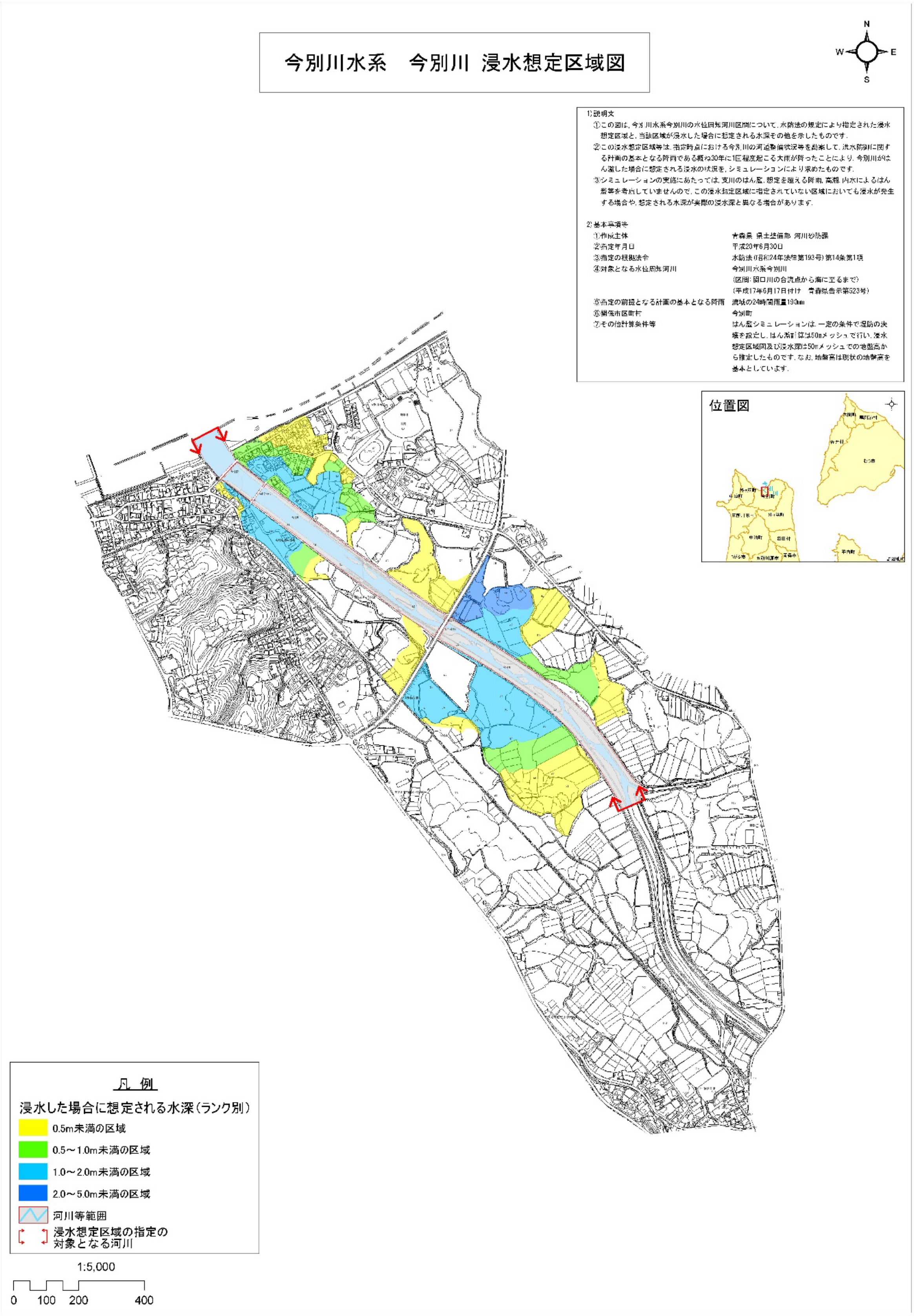

資料３８　土砂災害警戒区域一覧

東青地域県民局地域整備部管内

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地 字	自然現象の種類	区域内の人家 警戒区域 戸数	うち特別警戒区域 有:1 無:2	うち特別警戒区域 戸数
380	303-Ⅰ-001	平成 22 年９月８日	第 597 号	五所塚川	奥平部字奥村元	土石流	3	1	3
381	303-Ⅰ-002	平成 22 年９月８日	第 598 号	金堀沢	奥平部字村元道添	土石流	0	2	－
382	303-Ⅰ-004	平成 22 年９月８日	第 598 号	神社の沢	砂ヶ森字砂村元	土石流	3	2	－
383	303-Ⅰ-005	平成 22 年９月８日	第 598 号	砂ケ森川	砂ヶ森字砂村元	土石流	0	2	－
384	303-Ⅰ-006	平成 22 年９月８日	第 598 号	水蛇の沢	砂ヶ森字砂村元	土石流	5	2	－
385	303-Ⅰ-007	平成 22 年９月８日	第 597 号	下山崎沢	砂ヶ森字砂村元	土石流	1	1	0
386	303-Ⅰ-008	平成 22 年９月８日	第 597 号	袰月川	袰月字袰村元	土石流	8	1	0
387	303-Ⅰ-009	平成 22 年９月８日	第 597 号	一本木沢	袰月字袰村元	土石流	5	1	3
388	303-Ⅰ-010	平成 22 年９月８日	第 597 号	北大泊沢	大泊字鋳釜	土石流	13	1	0
389	303-Ⅰ-011	平成 22 年９月８日	第 598 号	南大泊沢	大泊字上野	土石流	1	2	－
390	303-Ⅰ-012	平成 22 年９月８日	第 597 号	北与茂内沢	大泊字上野	土石流	0	1	0
391	303-Ⅰ-013	平成 22 年９月８日	第 598 号	与茂内右沢	大泊字与茂内	土石流	17	2	－
392	303-Ⅰ-014	平成 22 年９月８日	第 597 号	勇沢	大川平字深沢	土石流	5	1	0
393	303-Ⅰ-016	平成 22 年９月８日	第 597 号	変電所の沢	大川平字熊沢	土石流	0	1	0
394	303-Ⅰ-017	平成 22 年９月８日	第 597 号	南大川平沢	大川平字熊沢	土石流	10	1	0
395	303-Ⅰ-018-1	平成 22 年９月８日	第 597 号	第一中大川平沢	大川平字熊沢	土石流	21	1	0
396	303-Ⅰ-018-2	平成 22 年９月８日	第 597 号	第二中大川平沢	大川平字熊沢	土石流	25	1	0
397	303-Ⅰ-021	平成 22 年９月８日	第 598 号	中沢	今別字中沢	土石流	2	2	－
398	303-Ⅰ-022	平成 22 年９月８日	第 597 号	南今別川	今別字中沢	土石流	39	1	0
399	303-Ⅰ-024	平成 22 年９月８日	第 597 号	北今別川	今別字中沢	土石流	20	1	0
400	303-Ⅰ-025	平成 22 年９月８日	第 597 号	西田沢	今別字西田	土石流	51	1	0
401	303-Ⅱ-001	平成 22 年９月８日	第 597 号	砥石沢	奥平部字砥石	土石流	1	1	0
402	303-Ⅱ-002	平成 22 年９月８日	第 597 号	東奥平部沢	奥平部字村元道添	土石流	2	1	0
403	303-Ⅱ-003	平成 22 年９月８日	第 598 号	中大泊沢	大泊字上野	土石流	0	2	－
404	303-Ⅱ-004	平成 22 年９月８日	第 597 号	北母沢	大川平字母沢	土石流	1	1	0
405	303-Ⅱ-005	平成 22 年９月８日	第 598 号	与四郎沢	大川平字与次郎沢	土石流	1	2	－
406	303-Ⅱ-006	平成 22 年９月８日	第 598 号	北二股沢	大川平字深沢	土石流	0	2	－
407	Ⅰ-0104	平成 22 年９月８日	第 597 号	二ツ石１号	浜名字二ツ石	急傾斜地の崩壊	4	1	3
408	Ⅰ-0105	平成 22 年９月８日	第 597 号	今別２号	今別字今別	急傾斜地の崩壊	2	1	0
409	Ⅰ-0107	平成 22 年９月８日	第 597 号	山崎	山崎字山元	急傾斜地の崩壊	3	1	0
410	Ⅰ-0108	平成 22 年９月８日	第 597 号	与茂内１号	大泊字与茂内	急傾斜地の崩壊	9	1	0
411	Ⅰ-0110	平成 22 年９月８日	第 597 号	大村元２号	大泊字大村元	急傾斜地の崩壊	4	1	1
412	Ⅰ-0111-1	平成 22 年９月８日	第 597 号	鋳釜１号	大泊字鋳釜	急傾斜地の崩壊	9	1	0
413	Ⅰ-0111-2	平成 22 年９月８日	第 597 号	鋳釜２号	大泊字鋳釜	急傾斜地の崩壊	2	1	0
414	Ⅰ-0113	平成 22 年９月８日	第 597 号	袰月３号	袰月字袰村元	急傾斜地の崩壊	3	1	2
415	Ⅰ-0114-1	平成 22 年９月８日	第 597 号	袰月１号	袰月字袰村元	急傾斜地の崩壊	24	1	0
416	Ⅰ-0114-2	平成 22 年９月８日	第 597 号	袰月７号	袰月字袰村元	急傾斜地の崩壊	5	1	3
417	Ⅰ-0115	平成 22 年９月８日	第 597 号	袰月２号	袰月字袰村元	急傾斜地の崩壊	3	1	0
418	Ⅰ-0116	平成 22 年９月８日	第 597 号	袰月５号	袰月字村下	急傾斜地の崩壊	0	1	0
419	Ⅰ-0117-1	平成 22 年９月８日	第 597 号	砂ヶ森１号	砂ヶ森字砂村元	急傾斜地の崩壊	6	1	4
420	Ⅰ-0117-2	平成 22 年９月８日	第 597 号	砂ヶ森２号	砂ヶ森字下山崎	急傾斜地の崩壊	1	1	0

番号	危険箇所番号	公示年月日	告示番号	区域名	所在地	自然現象の種類	区域内の人家		
					字		警戒区域	うち特別警戒区域	
							戸数	有:1 無:2	戸数
421	Ⅰ-0117-3	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	砂ヶ森３号	砂ヶ森字砂村元	急傾斜地の崩壊	10	1	0
422	Ⅰ-0120-2	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	奥平部４号	奥平部字村元道添	急傾斜地の崩壊	2	1	0
423	Ⅰ-0122	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	奥平部２号	奥平部字村元道添	急傾斜地の崩壊	4	1	0
424	Ⅰ-0123	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	奥村元	奥平部字奥村元	急傾斜地の崩壊	27	1	1
425	Ⅰ-0125	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	中沢１号	今別字中沢	急傾斜地の崩壊	7	1	4
426	Ⅰ-0126	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	深沢	大川平字深沢	急傾斜地の崩壊	2	1	0
427	Ⅰ-1189	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	袰月４号	袰月字村下	急傾斜地の崩壊	0	1	0
428	Ⅱ-0076	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	二ツ石２号	浜名字二ツ石	急傾斜地の崩壊	4	1	0
429	Ⅱ-0077	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	山元１号	山崎字山元	急傾斜地の崩壊	1	1	0
430	Ⅱ-0078	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	山元２号	山崎字山元	急傾斜地の崩壊	0	1	0
431	Ⅱ-0079	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	与茂内２号	大泊字与茂内	急傾斜地の崩壊	2	1	2
432	Ⅱ-0080	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	与茂内３号	大泊字与茂内	急傾斜地の崩壊	2	1	1
433	Ⅱ-0081	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	鋳釜３号	大泊字鋳釜	急傾斜地の崩壊	1	1	0
434	Ⅱ-0082	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	鋳釜４号	袰月字鋳釜崎	急傾斜地の崩壊	0	1	0
435	Ⅱ-0084	平成 22 年 9 月 8 日	第 598 号	綱不知	奥平部字砥石	急傾斜地の崩壊	1	2	―
436	Ⅱ-0085	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	中沢３号	今別字西田	急傾斜地の崩壊	1	1	1
437	Ⅱ-0086	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	中沢４号	今別字今別	急傾斜地の崩壊	3	1	0
438	Ⅱ-0087	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	中沢５号	今別字中沢	急傾斜地の崩壊	1	1	1
439	Ⅱ-0088	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	村元１号	大川平字村元	急傾斜地の崩壊	1	1	0
440	Ⅱ-0089	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	村元２号	大川平字村元	急傾斜地の崩壊	1	1	0
441	Ⅱ-0090	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	二股	大川平字二股	急傾斜地の崩壊	1	1	0
442	Ⅱ-0117	平成 22 年 9 月 8 日	第 598 号	鋳釜５号	大泊字鋳釜	急傾斜地の崩壊	0	2	―
443	Ⅱ-0942	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	山元３号	山崎字山元	急傾斜地の崩壊	1	1	0
444	Ⅱ-0943	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	袰月６号	袰月字袰村元	急傾斜地の崩壊	3	1	2
445	砂-02	平成 23 年 3 月 23 日	第 265 号	袰月	袰月字袰村元	地滑り	13	2	―
446	砂-03	平成 23 年 3 月 23 日	第 265 号	奥平部	砂ヶ森字砂村元	地滑り	15	2	―
447	砂-15	平成 23 年 3 月 23 日	第 265 号	大泊	大泊字鋳釜	地滑り	0	2	―
448	砂-16	平成 23 年 3 月 23 日	第 265 号	奥平部２号	奥平部字奥村元	地滑り	4	2	―
449	砂-17	平成 23 年 3 月 23 日	第 265 号	五所塚川	奥平部字丸山	地滑り	0	2	―
450	人Ⅰ-0010	平成 22 年 9 月 8 日	第 597 号	中沢２号	今別字西田	急傾斜地の崩壊	0	1	0
451	303-Ⅰ-003	平成 30 年 2 月 9 日	第 92 号	弁天崎沢	砂ヶ森字赤根沢	土石流	3	1	0
452	303-Ⅰ-015	平成 30 年 2 月 9 日	第 92 号	南又沢	大川平字深沢	土石流	5	2	―
453	303-Ⅰ-018-3	平成 30 年 2 月 9 日	第 92 号	第三中大川平沢	大川平字熊沢	土石流	27	2	―
454	303-Ⅰ-019	平成 30 年 2 月 9 日	第 92 号	北大川平沢	大川平字村元	土石流	82	2	―
455	303-Ⅰ-020	平成 30 年 2 月 9 日	第 92 号	上大川平沢	大川平字村元	土石流	31	2	―
456	303-Ⅰ-023	平成 30 年 2 月 9 日	第 92 号	中今別川	今別字中沢	土石流	10	2	―
457	Ⅰ-0106	平成 30 年 2 月 9 日	第 92 号	今別１号	今別字今別	急傾斜地の崩壊	7	2	―
458	Ⅰ-0109	平成 30 年 2 月 9 日	第 91 号	大村元１号	大泊字大村元	急傾斜地の崩壊	33	1	0
459	Ⅰ-0117-4	平成 30 年 2 月 9 日	第 91 号	砂ヶ森４号	砂ヶ森字砂村元	急傾斜地の崩壊	28	1	7
460	Ⅰ-0120-1	平成 30 年 2 月 9 日	第 91 号	奥平部３号	奥平部字村元道添	急傾斜地の崩壊	10	1	0
461	Ⅰ-0121	平成 30 年 2 月 9 日	第 91 号	奥平部１号	奥平部字村元道添	急傾斜地の崩壊	4	1	0
462	Ⅰ-0124	平成 30 年 2 月 9 日	第 91 号	奥村元２号	奥平部字砥石	急傾斜地の崩壊	8	1	3

資料３９　防災関係機関連絡先

機関名		所在地	電話番号
今別町役場		030-1502 今別町大字今別字今別 167	0174-35-2001
青森地域広域事務組合	消防本部	030-0861 青森市長島二丁目 1-1	017-775-0854
	中央消防署	〃　〃	017-775-0855
	中央消防署外ヶ浜分署	030-1303 外ヶ浜町字蟹田 14	017-422-2184
	中央消防署今別分署	030-1502 今別町字今別 62-2	0174-35-2119
青森県庁		030-8570 青森市長島一丁目 1-1	017-722-1111
青森県防災危機管理課		030-8570 青森市新町二丁目 4-30	017-734-9089
外ヶ浜警察署今別駐在所		030-1502 今別町大字今別字中沢 17-6	0174-35-2029
東地方福祉事務所		030-0861 青森市長島二丁目 10-3	017-734-9950
東地方保健所		030-0113 青森市第二問屋町四丁目 11-6	017-739-5421
東青地地域県民局県税部		030-8530 青森市新町二丁目 4-30	017-734-9970
東青地域県民局地域整備部		030-0943 青森市幸畑字唐崎 76-4	017-728-0200
青森空港管理事務所		030-0155 青森市大字大谷字小谷 1-5	017-739-2121
青森港管理所		030-0802 青森市本町四丁目 5-5	017-734-4101
東青地方漁港漁場整備事務所		030-0901 青森市港町二丁目 22-4	017-741-4451
東青地域県民局地域農林水産部		030-0861 青森市長島二丁目 10-3	017-734-9960
青森地方水産業改良普及所		030-0901 青森市港町二丁目 22-4	017-765-2520
東青教育事務所		030-0861 青森市長島一丁目 1-1	017-734-9955
東北森林管理局青森森林管理署		038-0011 青森市篠田三丁目 22-16	017-781-0131
東北農政局青森県拠点		030-0861 青森市長島一丁目 3-25	017-775-2151
青森海上保安部		030-0811 青森市青柳一丁目 1-2	017-734-2421
青森地方気象台		030-0966 青森市花園一丁目 17-19	017-741-7411
東北地方整備局青森港湾事務所		030-0802 青森市本町三丁目 6-34	017-775-1394
東北運輸局海事課		030-0843 青森市浜田字豊田 139-13	017-739-8112
東北総合通信局		980-8795 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23	022-221-0610
青森労働基準監督署		030-0861 青森市長島一丁目 3-5	017-734-4444
青森公共職業安定所		030-0822 青森市中央二丁目 10-10	017-776-1561
東北地方整備局青森河川国道事務所		030-0822 青森市中央三丁目 20-38	017-734-4521
今別郵便局		030-1599 今別町大字今別字今別 68-1	0174-35-2460
袰月郵便局		030-1513 今別町大字袰月字袰村元 44-1	0174-36-2330
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱		030-0823 東京都千代田区内幸町一丁目 1-6	03-5202-9909
㈱ドコモ CS 東北青森支店		030-0822 青森市中央三丁目 19-2	017-774-8000
東京航空局青森空港出張所		030-0155 青森市大字大谷字小谷 1-303	017-739-2240
東日本旅客鉄道㈱青森支店		030-0012 青森市柳川一丁目 1-1	017-734-6734

北海道旅客鉄道㈱函館支社	040-0063 北海道函館市若松町 12-5	0138-23-6176
JR 奥津軽いまべつ駅	030-1505 今別町大字大川平清川 91-1	0174-31-0061
東日本電信電話㈱青森支店	030-8513 青森市橋本二丁目 1-6	017-731-0050
日本赤十字青森県支部	030-0965 青森市長島一丁目 3-1	017-722-2011
東北電力㈱青森支店	030-8560 青森市港町二丁目 12-19	017-742-2191
北海道電力㈱今別ネットワークセンター	030-1505 今別町大字大川平字上二股 29	0174-31-0707
日本放送協会青森放送局	030-8633 青森市松原二丁目１－１	017-774-5111
青森放送㈱	030-0965 青森市松森一丁目 8-1	017-743-1234
㈱青森テレビ	030-8686 青森市松森一丁目 4-8	017-741-2233
青森朝日放送㈱	030-0181 青森市荒川柴田 125-1	017-762-1111
㈱エフエム青森	030-0812 青森市堤町一丁目 7-19	017-735-1181
青森ガス㈱	030-0901 青森市港町三丁目 6-33	017-741-7421
㈳青森県エルピーガス協会	030-0802 青森市本町二丁目 4-10	017-775-2731
青森トラック協会青森支部	030-0111 青森市荒川品川 111-3	017-729-2000
日本通運㈱青森支店	030-0801 青森市新町一丁目 1-8	017-723-1211
陸上自衛隊第九師団	038-0022 青森市浪館近野 45	017-781-0161
青森市医師会	030-0821 青森市勝田一丁目 16-16	017-777-1501
今別町町商工会	030-1502 今別町大字今別字今別 45-2	0174-35-2014
竜飛今別漁業協同組合　西部本所	030-1502 今別町大字今別字今別 113-3	0174-35-2049
竜飛今別漁業協同組合　東部支所	030-1514 今別町大字砂ケ森字砂村元 91	0174-36-2014
今別町東部漁業協同組合　袰月支所	030-1513 今別町大字袰月字袰村元 92	0174-36-2003
今別町東部漁業協同組合　奥平部支所	030-1515 今別町大字奥平部字奥村元	0174-36-2113
今別町東部漁業協同組合　砂ケ森本所	030-1514 今別町大字砂ケ森字砂村元 91	0174-36-2014
今別町東部漁業協同組合　大泊支所	030-1512 今別町大字大泊字大村元 36	0174-36-2110

資料４０　各地区情報調査連絡員

平成 31 年 2 月 28 日

番号	地区名	職業	氏名			
1	八幡町	監事	秋元　豊			
2	新町		秋元　哲			
3	後町・三階町		阿部　修一			
4	新道・寺町	副会長	嶋中　元			
5	中央団地		吹田　修			
6	西田	会長	吹田　良樹			
7	浜名		澤田　一磨呂			
8	大川平町内会		相内　亮一			
9	二股		相内　穣			
10	鍋田		相内　正人			
11	関口		西條　開			
12	村元		田中　清隆			
13	山崎	監事	中田　永太郎			
14	大泊		中島　進			
15	袰月		小倉　道吉			
16	砂ヶ森		藤巻　克次			
17	奥平部	副会長	横岡　亘			

資料４１　中央消防署今別分署及び消防団の情報調査連絡員

幹部名等

No.	階級	氏名			
1	団長	相内　武光			
2	副団長	平山　敏明			
3	副団長	戸嶋　志郎			
4	団附分団長	菊山　憲雄			
5	団附分団長	中嶋　孝志			
6	団附分団長	相内　昭則			

分団長名等

No.	階級	氏名			
1	本部分団長	中嶋　浩隆			
2	第 1 分団長	阿部　秀嗣			
3	第 2 分団長	田村　幸治			

4	第 3 分団長	坂本　秋雄			
5	第 4 分団長	平山　岳志			
6	第 5 分団長	相内　秀夫			
7	第 6 分団長	小鹿　金吾			
8	第 7 分団長	小鹿　浩嗣			
9	第 8 分団長	澤田　光弘			
10	第 9 分団長	木村　隆文			
11	第 11 分団長	藤巻　和哉			

防火クラブ

No.	団体名	氏名			
1	防火クラブ	間山　ちよ			

事務局

氏名	携帯		備考
（主）泉谷　優斗	090-9038-5022		災害時優先電話 DoCoMo
総務課長			
佐渡課長補佐			
成田　秀和			
遠田　剛洋			
小鹿　裕樹			

資料４２　ヘリコプター離着陸場所

離着陸地点	位置	所在地	面積（㎡）	周囲の状況	備考
今別小学校グランド	北緯 41°　10′　49″ 東経 140°　29′　1″	今別中沢 205	約 13,000	平坦地 樹木　有	
青森北高等学校 今別校舎グランド	北緯 41°　10′　46″ 東経 140°　28′　15″	今別西田 12	約 20,000	平坦地 樹木　有	
今別中学校グランド	北緯 41°　11′　5″ 東経 140°　29′　29″	山崎山崎 107	約 9,200	平坦地 樹木　有	
旧大川平小学校グランド （荒馬の里資料館）	北緯 41°　9′　35″ 東経 140°　30′　23″	大川平熊沢 67	約 7,800	平坦地 樹木　有	
鋳釜崎キャンプ場	北緯 41°　13′　13″ 東経 140°　31′　40″	大泊鋳釜	1,775	平坦地 樹木　有	
高野崎キャンプ場	北緯 41°　13′　34″ 東経 140°　33′　0″	袰月村下 1-20	3,858	平坦地 樹木　有	
奥平部避難所駐車場	北緯 41°　13′　14″ 東経 140°　34′　43″	砥石 5-1	1,852	平坦地 樹木　有	
今別あすなろ公園駐車場	北緯 41°　11′　0″ 東経 140°　29′　20″	宮本 21 地先	約 4,400	平坦地 樹木　有	

資料４３　車両駐車場所

施設名	所在地	管理者	駐車可能台数	その他
今別小学校	今別字中沢 205	今別町長	100 台	
今別町開発センター	今別字中沢 165-12	今別町長	100 台	
旧大川平小学校	大川平字熊沢 67	今別町長	100 台	

資料４４　炊き出しの実施場所

実施場所	炊き出し対象区域	炊き出し能力（食）	機材等の整備状況	炊き出し実施班の構成	備考
学校給食センター	西田、浜名	500	食器類	避難所班	
今別中学校	村元、山崎、大泊	100	食器類	避難所班	
海峡の家ほろづき	袰月、砂ヶ森 奥平部	100	食器類	避難所班	
開発センター	今別、団地	100	食器類	避難所班	
荒馬の里 活性化センター	鍋田、関口、大川平、二股	100	食器類	避難所班	
いまべつ総合体育館	大川平、二股	100	食器類	避難所班	

資料４５　炊き出しの協力団体

団体名	代表者名	会員数	所在地	連絡方法	備考
今別町連合婦人会	米田　とき	46	今別 167	電話	教育課
今別町赤十字奉仕団	阿部　和江	60	今別 167	電話	町民福祉課
今別町女性防火クラブ	間山　ちよ	13	今別 167	電話	総務課

資料４６　副食、調味料等の調達可能数量

調達先	所在地	管理者名	電話番号	調達可能数量			
				味噌（kg）	醤油（ℓ）	食塩（kg）	砂糖（kg）
青森農業協同組合今別支店	中沢 23-8		35-2003	50	180	50	30
成精商店	今別 100		35-2033	－	36	20	10

其田商店	今別 1		35-2004	10	36	50	10
ホーマックニコット今別店	今別字中沢 275		31-5520				
金浜商店				10	10	5	20

資料４７　調達、供給食料の集積場所

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象区域
開発センター	今別町大字今別字中沢 165-12	今別町長	35-2770		今別、西田、浜名、村元、二股、山崎
荒馬の里活性化センター	今別町大字大川平字清川 384-2	今別町長	35-2021		大川平、鍋田、関口
海峡の家ほろづき	今別町大字袰月字村下 70	今別町長	36-2166		袰月、砂ヶ森、奥平部
いまべつ総合体育館	今別町大字大川平字清川 121-3				大川平、二股

資料４８　給水資機材の調達先

種類／所有者等	浄水器 能力水量	給水タンク 能力水量	給水缶 能力水量	給水車 能力水量	浄水薬品			連絡先	備考
今別町		1,000ℓ							

資料４９　補給用水源

水源名	所在地	管理者	電話番号	水質状況	備考
井戸水	西田 258-247	阿部　敬治	35-3333	適	
井戸水	熊沢 61-1	相内　昇治	35-2581	適	

資料５０　応急仮設住宅の建設場所

地区名	所在地	面積(㎡)	所有者	賃貸契約内容等	予定地の状況
全町	山崎 73-1	27,826	今別町	随意契約	山村広場グランド

資料５１　建築資機材の調達先

調達先	所在地	電話番号	調達可能数量等		備考
			品名	数量	
宮田住建	浜名字中宇田 1-12	0174-35-4061	木材	150	
㈱くまがい	今別字中沢 147-6	0174-35-2731	木材	100	

資料５２　建築技術者の確保先

確保先	所在地	電話番号	技術者人員数	備考
相内建設㈱	山崎字山崎 67-10	0174-35-2027	5	
㈱福士建設	今別字中沢 163-1	0174-35-4063	5	
㈲澤里産業	今別字西田 258-253	0174-35-3335	5	

資料５３　遺体の一時保存場所

施設名	管理者	電話番号	所在地	施設概況	収容能力	備考
本覚寺	工藤　貞導	35-2076	今別字今別 119	本堂、庫裏	30	
正行寺	高名　和丸	30-2332	今別字西田 134-2	本堂、庫裏	30	

資料５４　火葬場

名称	所在地	管理者	電話番号	1日処理能力	使用燃料	備考
てんしょう苑	二ッ石地内	青森地域広域事務組合	31-5540	8	灯油	

資料５５　埋蔵予定場所

名称	所在地	管理者	電話番号	埋葬可能人員	施設概況	備考
本覚寺	今別字今別 119	工藤　貞導	35-2076	30		
正行寺	今別字西田 134-2	高名　和丸	30-2332	30		

資料５６　除去した障害物の集積場所

集積地	所在地	電話番号	収容能力	管理者	備考
浜名ストックヤード	浜名字二ツ石 7-240	35-2001	41,620 ㎡	今別町長	

資料５７　障害物の除去に使用する資機材の調達先

所有者	所在地	電話番号	機械器具及び操作員の名称数量等					備考
			クレーン車	ショベルローダー	グレーダー	ブルドーザー	バックホーン	
相内建設㈱	村元 8-4	35-2027	1 台 20 人	3 台 20 人	1 台 20 人	1 台 20 人	6 台 20 人	
㈱福士建設	中沢 163-1	35-4063		5 台 10 人		1 台 13 人	11 台 10 人	
㈲澤里産業	西田 258-253	35-3335		1 台 5 人			3 台 5 人	

資料５８　被服、寝具、その他生活必需品の調達先及び調達可能数量

品名	調達先	電話番号	調達可能数量	備考
被服、寝具、生活必需品等	ホーマックニコット今別店	0174-31-5520	500	

資料５９　調達物資（被服、寝具、その他生活必需品）の集積場所

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象区域	備考
今別町 開発センター	中沢 165-12	今別町長	35-2770		今別、浜名、大川平、二股、鍋田、村元、山崎	
海峡の家ほろづき	村下 70	今別町長	36-2166		大泊、袰月、砂ヶ森、奥平部	
荒馬の里 活性化センター	清川 384-4	今別町長	35-2021		全町	

資料６０　救護班の編成

班名	班長（医師）	班員			計	分担区域	備考
		看護師	保健師	事務員			
第１班	1（診療所医師）	4	3	1	9		必要に応じて適宜増員するものとする。
第２班	1（津軽今別医院医師）	2		1	4		

資料６１　救護所の設置予定場所

設置予定施設名	所在地	受入能力（人）	施設状況	備考
今別町開発センター	中沢 165-12	70	集会室、健康管理室、娯楽室	
荒馬の里活性化センター	清川 384-4	100	集会室、和室	

資料６２　医薬品等の調達及び供給

調達先	所在地	電話番号	品目別調達可能数量			備考
今別診療所	今別字今別 64	0174-35-2680				

資料６３　医療機関及び助産所の状況

名称	所在地	電話番号	診療科目	医療従事者		病床数	施設の状況	備考
				医師	看護師			
今別診療所	今別 64	35-2680	内科	1	4			
津軽今別医院	中宇田 1-1	35-4177	内科、外科、小児科、整形	1	2	19		
住吉歯科医院	今別 84	35-2051	歯科	1	3			

資料６４　町保有車両

所属	保管場所	車名	台数	災害時の用途
今別町教育委員会 給食センター	今別小学校	いすゞ エルフ	1	物資運搬用車両
今別町教育委員会 教育課	運転管理車庫	いすゞ GALAmio	1	避難者移動用バス
今別町教育委員会 教育課	今別町役場	日産 セレナ	1	避難所連絡用車両
今別町教育委員会 教育課	運転管理車庫	三菱 ローザ	1	避難者移動用バス
今別町役場 企画財政課	今別町役場	スバル サンバー	1	避難所連絡用車両
今別町役場 建設水道課	今別町役場	いすゞ エルフ 1.5D	1	道路災害復旧用車両

今別町役場 建設水道課	体験交流センター	いすゞ フォワード	2	道路等災害復旧用車両
今別町役場 建設水道課	体験交流センター	キャタピラー 910	1	道路等災害復旧用車両
今別町役場 建設水道課	体験交流センター	ニッセキ ロータリー	1	道路災害復旧用車両
今別町役場 建設水道課	今別町役場	三菱 パジェロ	1	道路等災害復旧用車両
今別町役場 建設水道課	体験交流センター	三菱 ファイター	1	道路等災害復旧用車両
今別町役場 建設水道課	今別町役場	スバル サンバー	1	道路等災害復旧用車両
今別町役場 産業観光課	農具庫	クボタ トラクター	2	道路等災害復旧用車両
今別町役場 産業観光課	今別町役場	スズキ エブリー	2	避難所連絡用車両
今別町役場 産業観光課	今別町役場	スズキ キャリー	1	避難所連絡用車両
今別町役場 産業観光課	今別町役場	トヨタ ランドクルーザー	1	避難所連絡用車両
今別町役場 産業観光課	今別町役場	三菱 キャンター	1	物資運搬用車両
今別町役場 税務会計課	今別町役場	ダイハツムーブ	1	避難所連絡用車両
今別町役場 総務課	運転管理車庫	トヨタ ハイエース	1	避難者移動用バス
今別町役場 総務課	今別町役場	トヨタ ランドクルーザー	1	避難所連絡用車両
今別町役場 総務課	運転管理車庫	日野 リエッセ	1	避難者移動用バス
今別町役場 総務課	運転管理車庫	三菱ふそう ローザ	1	避難者移動用バス
今別町役場 総務課	今別町役場	スズキ キャリィ	1	物資運搬用車両
今別町役場総務課	運転管理車庫	日野メルファ	2	避難者移動用バス

今別町役場 総務課	運転管理車庫	日野 リエッセ	1	避難者移動用バス
今別町役場 総務課	今別町役場	ホンダ ステップワゴン	1	避難所連絡用車両
今別町役場 町民福祉課	今別町役場	ダイハツ ハイゼットカーゴ	1	医療機関車両
今別町役場 町民福祉課	今別町役場	日産 セレナ	1	医療機関車両
今別町役場 町民福祉課	今別町役場	ホンダ フリード	1	医療機関車両
今別町役場 包括支援センター	今別町役場	スバル ステラ	1	訪問指導車
今別町役場 包括支援センター	今別町役場	ダイハツ ムーブ	1	訪問指導車

資料６５　公共的団体の自動車保有状況

名称	所在地	責任者	連絡先	車種別調達可能数		備考
				バス	トラック	
青森農業協同組合 今別支店	中沢 23-8		35-2003		2 台	

資料６６　運送業者等営業用の自動車保有状況

名称	所在地	責任者	連絡先	車種別調達可能数		備考
				乗用車	トラック	
㈲今別運輸	中沢 257-738		35-2171		2 台	
㈲奥津軽観光	山崎 71-17		35-2430	5 台		

資料６７　緊急通行車両として事前届け出した車両の保有状況

所有者	No.（登録番号）	保管場所	車庫	台数
今別町	青森 830 さ 1809	今別 167	有	1

資料６８　日赤奉仕団、その他ボランティア団体等の現況

団体名	代表責任者	住所又は連絡先	団体員数			活動内容	備考
			男	女	計		
今別町赤十字奉仕団	阿部和江	35-2457		83	83		
今別町女性防火クラブ	間山ちよ	35-3359		14	14		

資料６９　労務者の宿泊施設予定場所

名称	管理者	所在地	施設概況	受入可能人員	備考
海峡の家 ほろづき	今別町	村下 70	和室 8 人用 4 部屋 洋室 4 人用 2 部屋 洋室 2 人用 1 部屋	42	
眺海の森林	今別町	今別山国有林地区	交流センター	84	
いまべつ 総合体育館	今別町	大川字清川 121-1	洋室 2 人用 4 部屋 和室 12 人用 2 部屋		

資料７０　感染症指定医療機関

感染症指定医療機関	所　　在　　地	電　　話	病床数	備考
青森県立中央病院	青森市東造道２丁目１－１	017-726-8111	第１種感染症：１ 第２種感染症：４	
弘前大学医学付属病院	弘前市本町５３	0172-33-5111	第２種感染症：６	
八戸市立市民病院	八戸市田向三丁目１－１	0178-72-5111	第２種感染症：６	
独立行政法人国立病院機構　青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野１５５－１	0172-62-4055	結核病床：３３	
つがる西北五広域連合 つがる総合病院	五所川原市岩城町１２－３	0173-35-3111	第２種感染症：４	
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町１４－８	0176-23-5121	第２種感染症：４	
むつ総合病院	むつ市小川町１丁目２－８	0175-22-2111	第２種感染症：４	

資料７１　防疫用薬剤の調達先

名称	所在地	電話番号	備考
今別薬局	今別字今別 34	35-2106	
青森農業協同組合 今別支店	今別字中沢 23-8	35-2003	
㈲其田商店	今別字今別 1	35-2004	

資料７２　ごみ処理班

班名	責任者	班員	機械器具等			地域分担	処理場	備考
			ごみ収集運搬車	トラック	その他			
保健班	班長	衛生組合員		1	1	全町 （手伝）	青森市	
消防団	団長	消防団員等			1		青森市	

資料７３　し尿処理班

班名	責任者	班員	機械器具等			地域分担	処理場	備考
			汲取り車	運搬車	その他			
保健班	班長	衛生組合員			業者	全町 （手伝）	外ヶ浜町	
消防団	団長	消防団員等			業者			

資料７４　ごみ及びし尿処理施設の選定

施設名	管理者	処理能力	処理方法	配置人員	備考
今別地区一般廃棄物最終処分場	青森地域広域事務組合	浸出水処理量30㎥／日	接触曝気方式＋凝集沈殿方式	4名	
上磯地区クリーンセンター	青森地域広域事務組合	し尿 22kℓ／日 浄化槽汚泥 8 kℓ／日	高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	6名	

資料７５　収集運搬資機材の調達

名称	責任者	所在地	連絡先	機械器具等				備考
				ごみ収集運搬車	汲取り車	作業用品	その他	
澤田清掃	澤田光弘	山元 77-13	35-2537	3			2	

資料７６　各学校の代替え予定地

学校名	児童生徒数	予定施設名及び場所	収容能力（人）	備考
今別小学校	43	今別町開発センター（今別字中沢 165-12）	197	
今別中学校	33	荒馬の里活性化センター（大川平字清川 384-4）	100	

資料７７　教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達先

調達先	所在地	電話番号	品目別調達可能数量				備考
			ノート	鉛筆	定規	運動靴	
㈲其田商店	今別字今別 1	0174-35-2004	100	200	30		

資料７８　学校施設の状況

学校名	所在地	教室数	応急教室数（特別教室等）	教員数		屋内体育施設面積	応急の教育時収容可能人員数	備考（収容人数）
				男	女			
今別小学校	中沢 205	5	5	5	6	397	80	(240 人)
今別中学校	山崎 108-2	5	12	5	7	1201	150	(727 人)

資料７９　学校以外の教育施設の状況

施設名	所在地	施設概況	応急の教育時収容可能人員数	備考
今別町中央公民館	今別字今別 166	集会室、和室、図書館、ロビー、調理室	139	
ふれあい文庫	今別字今別 77	図書館	50	